

# 履修の手引

平成29(2017)年度  
徳島大学大学院  
総合科学教育部

平成 29 (2017) 年度 総合科学教育部 年間行事予定表

前 期 (4月1日～9月30日)

春季休業	4月1日(土) から 4月7日(金)
履修登録期間 (Web 登録期間)	4月4日(火) から 4月21日(金)
入学式・新入生オリエンテーション	4月6日(木)
授業開始	4月10日(月)
履修登録確認期間 (Web 修正期間)	4月24日(月) から 5月8日(月)
授業振替日 (金曜日)	5月2日(火)
履修登録確認期限 (履修登録修正願提出期限)	5月19日(金)
学位論文 (修士) 提出期間 (9月修了)	7月3日(月)
学位論文 (博士) 提出期間 (9月修了)	7月3日(月) から 7月20日(木)
総括授業・定期試験期間	7月21日(金) から 8月3日(木)
夏季休業期間	8月4日(金) から 8月31日(木)
修了式 (9月修了)	9月下旬

後 期 (10月1日～3月31日)

履修登録期間 (Web 登録期間)	9月25日(月) から 10月6日(金)
授業開始	10月2日(月)
履修登録確認期間 (Web 修正期間)	10月10日(火) から 10月23日(月)
授業振替日 (月曜日)	10月10日(火)
授業振替日 (金曜日)	11月1日(水)
開学記念日	11月2日(木)
大学祭 (休業日)	11月4日(土) から 11月5日(日)
履修登録確認期限 (履修登録修正願提出期限)	11月10日(金)
冬季休業期間	12月25日(月) から 1月7日(日)
大学入試センター試験場設営のため休業	1月12日(金)
学位論文 (修士) 提出期間 (3月修了)	2月1日(木) から 2月2日(金)
学位論文 (博士) 提出期間 (3月修了)	1月4日(木) から 1月18日(木)
総括授業・定期試験期間	1月29日(月) から 2月9日(金)
修了式	3月23日(金)
学年末休業期間	3月25日(日) から 3月31日(土)

# 目 次

徳島大学大学院総合科学教育部 担当教員一覧	1
学生生活について	2
履修方法等の案内	7
学年別履修スケジュール	11
開設科目, 単位数, 担当教員等	12
G I S 専門学術士資格申請の要件となる履修科目について	19
臨床心理士受験資格に関する履修科目について	20
社会人受入のための夜間開講について	21
徳島大学大学院学則	22
徳島大学学位規則	28
徳島大学大学院総合科学教育部規則	30
徳島大学大学院総合科学教育部における授業科目の履修方法に関する細則	33
徳島大学大学院総合科学教育部学位規則実施細則	34
徳島大学大学院総合科学教育部の博士学位審査に関する内規	38
修士論文審査委員に関する申合せ	40
徳島大学大学院総合科学教育部博士前期課程学位論文審査基準	
地域科学専攻・臨床心理学専攻	41
徳島大学大学院総合科学教育部博士後期課程学位論文審査基準 地域科学専攻	41
徳島大学大学院総合科学教育部（博士前期課程）地域科学専攻において優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項	42
徳島大学大学院総合科学教育部（博士後期課程）において優れた研究業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項	44
徳島大学大学院総合科学教育部における長期にわたる教育課程の履修に関する規則	45
徳島大学大学院総合科学教育部における長期にわたる教育課程の履修に関する規則の申合せ	46
気象警報が発令された場合の休講措置	46
建物配置図等	47

# 徳島大学大学院総合科学教育部 担当教員一覧

## 博士前期課程地域科学専攻

教 授	アラキ ヒデオ 荒木 秀夫	アラタケ タツロウ 荒武 達朗	イザワ ケンイチ 井澤 健一	イシダ カズユキ 石田 和之	イシダ ケイスケ 石田 啓祐
	イシダ ミチオ 石田 三千雄	イシダ モトヒロ 石田 基広	イマイ ショウジ 今井 昭二	ウエノ カヨコ 上野 加代子	オオハシ マコト 大橋 眞
	オオブチ アキラ 大渕 朗	オガサワラ マサミチ 小笠原 正道	オノ コウスケ 小野 公輔	オヤマ ヤスオ夫 小山 保夫	カタヤマ シンイチ 片山 真一
	キシエ シンスケ 岸江 信介	クリス サトシ 栗 栖 聡	コヤマ クニユキ 小山 晋之	サイトウ タカヒト 斎藤 隆仁	サトウ ミツヒロ 佐藤 充宏
	タカハシ シンイチ 高橋 晋一	タクボ ヒロシ 田久保 浩	タマ シンノスケ 玉 真之介	トヨダ テツヤ 豊田 哲也	ナカムラ ユタカ 中村 豊
	ハマノ タツ夫 浜野 龍夫	ヒライ ショウゴ 平井 松午	ヒラキ ミツル 平木 美鶴	フシミ ケンイチ 伏見 賢一	マカベ カズヒロ 真壁 和裕
	マギシ コウイチ 真岸 孝一	マツオ ヨシノリ 松尾 義則	マユミ コウゾウ 眞弓 浩三	ミウラ ハジメ 三浦 哉	ミヤザキ タカヨシ 宮崎 隆義
	ミヨシ ノリカズ 三好 徳和	ムラカミ コウイチ 村上 公一	ムラタ アキヒロ 村田 明広	モリヤス カズミネ 守安 一峰	ヤマグチ テツオ生 山口 鉄生
	ヨコイガワ クミオ 横井川 久己男	ヨシダ アツヤ 吉田 敦也	ヨシモリ ケンスケ 葭森 健介	ヨリオカ リュウジ 依岡 隆児	ワタナベ ミノル 渡部 稔
准 教 授	アオヤ ムツキ 青矢 睦月	ウエハラ カツユキ 上原 克之	カケイ ヒデカズ 掛井 秀一	カネマル カヨリ 金丸 芳	カワカミ リュウシ 川上 竜巳
	カワラサキ タカミツ 河原崎 貴光	コタギリ ヤスヒコ 小田切 康彦	サトウ タカノリ 佐藤 高則	サトウ マサヤ 佐藤 征弥	サハラ オサム 佐原 理
	タグチ タロウ 田口 太郎	ツチヤ アツシ 土屋 敦	チョウ タン 趙 彤	ツカモト アキヒロ 塚本 章宏	トミツカ マサキ 富塚 昌輝
	ナイトウ ナオキ 内藤 直樹	ナカヤマ シンイチ 中山 慎一	ニシヤマ ケンイチ 西山 賢一	ハスヌマ トオル 蓮沼 徹	ハットリ タケフミ 服部 武文
	ヤベ タクヤ 矢部 拓也	ヤマシロ タダシ 山城 考	ヤマモト タカシ 山本 孝		
講 師	ウエノ マサハル 上野 雅晴				

## 博士前期課程臨床心理学専攻

教 授	ウエオカ ヨシノリ 上岡 義典	サトウ ケンジ 佐藤 健二	サトウ ユタカ 佐藤 裕	ヤマモト マユミ 山本 真由美	
准 教 授	ウチウミ チグサ 内海 千種	サカイ モトヒロ 境 泉洋	フクモリ タカキ 福森 崇貴		
特任講師	ヤマモト テツヤ 山本 哲也				

## 博士後期課程地域科学専攻

教 授	イシダ カズユキ 石田 和之	イマイ ショウジ 今井 昭二	ウエノ カヨコ 上野 加代子	オオハシ マコト 大橋 眞	オガサワラ マサミチ 小笠原 正道
	オヤマ ヤスオ夫 小山 保夫	キシエ シンスケ 岸江 信介	タカハシ シンイチ 高橋 晋一	タマ シンノスケ 玉 真之介	ハマノ タツ夫 浜野 龍夫
	ヒライ ショウゴ 平井 松午	マカベ カズヒロ 真壁 和裕	マツオ ヨシノリ 松尾 義則	マユミ コウゾウ 眞弓 浩三	ミウラ ハジメ 三浦 哉
	ミヤザキ タカヨシ 宮崎 隆義	ヨコイガワ クミオ 横井川 久己男	ヨリオカ リュウジ 依岡 隆児		
准 教 授	カケイ ヒデカズ 掛井 秀一	タグチ タロウ 田口 太郎	ツチヤ アツシ 土屋 敦	ハットリ タケフミ 服部 武文	ヤマモト タカシ 山本 孝

# 学 生 生 活 に つ い て

徳島大学では、皆さんが充実した学生生活を送ることができるように、様々な支援体制をとっています。この冊子によく目を通し、有意義な学生生活を送るための参考にしてください。

なお、奨学金制度などについては学務部発行の『学生生活の手引』にも詳しく紹介されていますので、併せてよく読んでおいてください。

## 学生への連絡方法／大学の連絡先

皆さんに対する通知や連絡（講義室の変更，試験，休講，呼び出しなど）は，すべて掲示によって伝えられます。常に所定の掲示板（総合科学部学務係前）を一日に一回は必ず見るようにして，自己に不利な結果を招かないように注意してください。また，総合科学部のホームページ（<http://www.tokushima-u.ac.jp/ias/>）や，学生用教務事務システムにも主要な事項が掲載されています。

緊急連絡が必要な場合等には，学務係まで連絡してください。

総合科学部事務課学務係（総合科学部1号館1階） TEL.088－656－7108

## 学生証の交付（学務部）

学生証は，本学の学生であることの証明ですから，常に携帯して，紛失等には十分気をつけてください。学生証を所持していないと，講義室，研究室，図書館，情報センターなどの本学施設が利用できなかつたり，証明書等の交付や試験が受けられない場合があります。紛失した場合には，直ちに学務部教育支援課教務・情報係（教養教育4号館1階）へ届け出て再交付を受けてください。

## 総合相談部門（学生相談）

総合相談部門は，学生からのあらゆる相談，修学・履修，進路・就職，人間関係，精神的な問題，法律関係やキャンパス・ハラスメントなど，悩みや問題が大きくなる前に，お話を聞きながら少しでも悩みや問題が軽減できるよう一緒に考えていきます。秘密は厳守されますので，安心して相談してください。

（教養教育5号館1階） 開室時間：月～金 8：30～17：15

TEL.088－656－7637 メール [hssc.counseling@tokushima-u.ac.jp](mailto:hssc.counseling@tokushima-u.ac.jp)

## 変更届（総合科学部事務課学務係）

身上調書に記入した事項を変更した場合は1週間以内に届けてください。

## 授業料免除（学務部）

経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ、人物・学業成績ともにすぐれていると認められる者には選考のうえ、授業料の全額又は半額が免除されることがあります。授業料免除を希望する学生は申請書の交付を受け、所定の期間内に提出してください。

### ◎ 授業料免除提出期日

前期分	掲示・申請用紙配布	2月上旬～	申請書受付	3月上旬～中旬
後期分	掲示・申請用紙配布	7月下旬～	申請書受付	9月上旬～中旬

## 奨学金制度（学務部）

人物・学業ともに特に優れ、かつ健康であって、大学院において研究を継続するために、奨学金が必要と認められる学生に対しては、選考のうえ、日本学生支援機構から奨学金が貸与されます。また、その他の奨学生募集についてもそのつど掲示します。なお、奨学生募集は、4月から5月上旬に集中しますので、掲示の見忘れのないよう留意してください。大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者に関しては、専攻分野に関する論文やその他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより、貸与期間終了時に返還免除が受けられる場合があります。

## 学生教育研究災害傷害保険（学務部）

この保険は、学生が教育研究活動中及び通学中等に、不慮の災害事故により身体に傷害（ケガ）を被った場合の災害補償制度です。（詳しくは約款によります）

事故発生の日から30日以内に事故通知報告用紙（学生支援係に有ります）により保険会社へ通知が必要ですので、必要事項を記入のうえ、学生支援係へ提出してください。

## T・A（ティーチング・アシスタント）

優秀な大学院（博士前期・後期課程）の学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により、大学院学生の処遇の改善に資するとともに大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図ることを目的としています。採用に当たっては指導教員の承認が必要です。

### ◎ 募集時期 4月上旬

## R・A（リサーチ・アシスタント）

教育部における学術研究の一層の推進に資する研究支援体制の充実・強化並びに若手研究者の養成・確保を促進するため、教育部が行う研究プロジェクト等に優れた大学院博士後期課程の学生を

研究補助者として参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的とするもので、勤務により手当が支給されます。採用に当たっては受入教員及び指導教員からの推薦が必要です。

◎ 募集時期 4月上旬

## 交通規制について

交通事故防止のため、構内では自動車、オートバイ等の走行及び駐車、駐輪を次のように規制しています。

1. 許可車を除く、自動車、オートバイの構内走行を禁止しています。
2. オートバイ、自転車はそれぞれ指定の場所に駐輪してください。

交通が不便で、かつ通学距離が片道10km以上で公共交通機関による通学が著しく不便である者等は、所定の期間内に駐車許可申請書を総合科学部事務課総務係（1号館1階）へ提出してください。審査のうえ駐車許可証を交付します。

◎ 自動車駐車許可申請の掲示 4月上旬

## 院生研究室

博士前期課程の院生研究室は、学部のコース毎に準備された学生研究室に隣接する場所にあります。博士後期課程の院生研究室は、1号館中棟1階と1号館南棟1階にあります。

## 附属図書館 (<http://www.lib.tokushima-u.ac.jp/>)

本学常三島キャンパスに本館、蔵本キャンパスに蔵本分館があり、相互に連携を保ちながら、本学の教育・研究の自主学習の場として幅広く利用されています。

現在図書は、和書532,529冊、洋書255,001冊、雑誌は、和書12,822種類、洋書6,880種類を所蔵し、年間入館者数は、教職員、学生及び学外者等延べ53万人です。

◎開館日・開館時間……授業期間中は原則として毎日開館しています。

	授 業 期		休 業 期	
	月 ~ 金	土・日・祝	月 ~ 金	土
本 館	8時30分～22時	10時～17時	8時30分～17時	10時～17時
蔵本分館	8時30分～21時	10時～17時	8時30分～17時	10時～17時

詳しくは、図書館ホームページのカレンダーをご覧ください。

◎休 館 日

毎月第2金曜日の午前中（4、7、1、2月を除く）、学生休業期間中の日曜日・祝日、5月の連休、8月の徳島大学一斉休業日、年末年始12月28日～1月4日

## ●利用支援サービス

図書館に直接来館される方に対するサービスには次のようなものがあります。

### 1) 図書の貸出・予約

閲覧室にある図書は5冊14日間、本館1階西書庫の図書は、20冊30日間借りられます。貸出の延長もできます。他の人が借りている図書を予約することができます。

### 2) コピー・サービス

図書館にある資料は、著作権法を守る範囲で、図書館内にあるコピー機でコピーすることができます。

### 3) パソコンの利用

本館には55台、分館には40台の利用者用パソコンを設置しており、学習・研究に利用することができます。

### 4) レファレンス（参考調査）

資料や情報を探すお手伝いをするサービスです。調べたいけれど何を見たらよいかわからない、欲しい文献が見つからない等、気軽にお尋ねください。

### 5) 講習会の開催

文献収集法、データベース・電子ジャーナル利用法、所蔵資料の検索法等の講習会を行っています。

### 6) 文献取寄せ

- a) 蔵本分館の図書を取り寄せて借りることができます。また、蔵本分館所蔵資料のコピーを取り寄せすることもできます。(コピーは有料)
- b) 学内で入手できない資料を、他大学の図書館等から必要な部分のコピーを取り寄せたり、図書現物を借りたりすることができます。(有料)
- c) 文献取寄せの申込みは、図書館ホームページからできます。

### 7) 図書のリクエスト

欲しい本が図書館になかった場合、図書の購入をリクエストすることができます。図書館カウンター、または図書館ホームページ「学生用図書購入希望」からお申し込みください。

### 8) 他図書館利用のための紹介状の発行

他大学の図書館等へ調査に行かれる場合は、紹介状の発行を行っています。

### 9) 新着雑誌の開館時間外特別利用

大学院生の方は、申請により、本館1階フロアを開館時間外に特別利用することができます。新着学術雑誌を閲覧、コピーすることが可能です。

## ●電子図書館サービス

附属図書館ホームページを利用した、24時間対応のWeb提供サービスです。

### 1) OPAC（蔵書検索システム）

資料の所蔵の有無、学内の所蔵場所および貸出情報が検索できます。

### 2) データベース検索

SciFinder, ERIC, CiNii, 日経BP記事検索サービス等の文献データベース14種類を利用し、最新学術論文の検索ができます。

### 3) 電子ジャーナルの閲覧

59,000種類以上の電子ジャーナルを利用し、雑誌論文が閲覧できます。

### 4) 貴重資料のデジタル版公開

a) 近世の絵図・古地図の一部について、高精細画像の閲覧が可能です。

b) 蜂須賀家家臣団家譜史料データベースにより、「蜂須賀家家臣成立書并系図」のデジタル版を閲覧可能です。

### 5) メールマガジン

メールマガジン「すだち」を月刊で発行しています。図書館が開催する講習会、講演会のタイムリーな話題、新サービスのニュース、文献収集の方法、懇談会やアンケート報告など、図書館をより身近に感じていただける内容を掲載し、好評を得ています。レポート作成等に役立つ情報もありますので、ぜひ登録をお願いします。

(<http://www.lib.tokushima-u.ac.jp/m-mag/>)

### 6) 携帯電話用ホームページ

図書館の開館日の確認や、所蔵資料の検索が可能です。

(<http://opac.lib.tokushima-u.ac.jp/limedio/i/>)

### 7) マイライブラリ

図書館からあなたへの連絡事項や、あなたの現在の図書館利用状況を見ることができる、あなたの個人ページです。貸出期間の延長もできます。

図書館ホームページのトップページ、もしくは「徳島大学システムサービス一覧」の「図書館システム」からログインしてください。

# 履修方法等の案内

## 1. 履修科目の登録

授業の履修登録は、Web履修システムで行ってください。指導教員の指導を受けて受講科目を決定し、研究室、図書館、総合科学部情報実習室または各自所有のパソコンから指定された日までに登録してください。

操作方法はWeb履修システムのページ内の「マニュアル」というリンクをクリックしてダウンロードしてください。

なお、履修登録後に履修科目を変更する場合は、履修登録確認期間にWeb履修システムから修正してください。履修登録確認期間を過ぎて変更する場合は、「受講科目登録修正願」を学務係に提出してください。

Web履修システム：徳島大学総合科学部 HP > 教育・学生生活 > 徳島大学システムサービス一覧  
<http://www.tokushima-u.ac.jp/ias/campus/>

## 2. 研究指導願

「研究指導願」に指導教員、副指導教員等の必要事項を記入し、指定された日までに総合科学部学務係に提出してください。

指導教員とは、直接研究指導に当たる特別演習担当の教員を指し、学生の研究テーマに関し、学位論文の作成を指導します。副指導教員は、指導教員を補助して学生の研究指導を行います。

なお、指導教員および副指導教員の変更を希望する場合は、博士前期課程在学者は1年次末までに、博士後期課程在学者は2年次前期末までに、「指導教員変更願」を学務係に提出してください。ただし、教育部長が特別に認める者についてはこの限りではありません。

## 3. 単位の基準

講義及び演習は15時間、実習・実験は30時間の授業をもって1単位とします。

## 4. 単位履修方法

### (1) 博士前期課程地域科学専攻

学生は所属する分野ごとに、それぞれ次の履修要件に従って合計32単位以上を履修してください。

- (ア) 教育部共通科目の8単位以上を履修する。
- (イ) 「分野コア科目」から6単位以上を履修する。
- (ウ) 「分野専門科目」から8単位以上を履修する。

ただし、指導教員の履修指導により他分野の専攻専門科目を4単位まで履修できます。

- (エ) 指導教員の下で「地域科学特別演習Ⅰ」（8単位）を履修する。

なお、「地域科学特別演習Ⅰ」は、2年間に渡り、学期ごとに4回に分けて履修してください。

## (2) 博士前期課程臨床心理学専攻

次の履修要件に従って、32単位以上を履修してください。

- (ア) 教育部共通科目4単位以上を履修する。ただし、「地域科学Ⅰ」は必修です。
- (イ) 専攻専門科目の必修科目16単位及び選択科目8単位以上を履修する。
- (ウ) 指導教員の下で「臨床心理学特別演習」(4単位)を履修する。

なお、「臨床心理学特別演習」は、2年次に、学期ごとに2回に分けて履修してください。

## (3) 博士後期課程地域科学専攻

次の履修要件に従って、12単位を履修する。

- (ア) 教育部共通科目「地域科学Ⅱ」(4単位)、「プロジェクト研究Ⅱ」(4単位)を履修する。
- (イ) 指導教員の下で「地域科学特別演習Ⅱ」(4単位)を履修する。

なお、「地域科学特別演習Ⅱ」は、2年次に、学期ごとに2回に分けて履修してください。

## 5. 地域科学入門科目について

社会人学生及び大学院入学時まで体系的に地域科学を学習してこなかった博士前期課程地域科学専攻入学者を対象に、修了要件の科目以外に地域科学入門科目として、下記の5科目を第1年次において開講します。指導教員との面談の上、希望の科目を受講して下さい。

### 地域科学入門科目

科目名	授業概要
地域創生論 (総合科学実践講義E (地域創生論))	持続可能な地域づくりに向け、地域文化、地域社会や環境問題等を、人文科学、社会科学や自然科学の複数の視点から総合的・俯瞰的に解明する講義で構成する。特に、地域づくりを実践的に指導している住民やNPO等の団体、自治体幹部などから話題提供を受け、その実情を理解するためのゲスト講義を組み込む。講義全体を通じて、地域社会を総合科学的視点で把握する力を養う。
共生社会論	特に医療社会学の諸理論に関して分かりやすく解説するとともに、自閉症スペクトラム障害やADHD、認知症などの精神神経疾患をめぐる問題を社会学の視座から解説していくとともに、超高齢化社会の到来や人口減少などに伴い地域医療が抱えている問題を紹介する。
地域交流史 (グローバル交渉史)	日本が東アジアの交流から国家を形成し、東アジア史の一翼を担うところから出発し、大航海時代を経て、東洋と西洋が出会い、世界史が形成される過程を講義する。
情報社会と情報倫理 (総合科学の基礎J (情報社会と情報倫理))	情報および情報技術が社会の中で果たしている役割と情報社会の諸問題に重点を置いて講義する。受講生はインターネットを利用して現在の情報を収集し、収集したデータを基に将来予測したり、情報活用に関する知的所有権と情報モラルについて理解を深める。
環境倫理学	自然を切り口として、倫理学の基本的な考え方を学ぶ。また環境倫理学の土台にある西洋の近代以降の歴史や宗教的背景について理解を深めるとともに、現代日本に生きる私たちが環境問題とどのように向き合うかを考えるための力を養うため、隣接分野である医療倫理学や動物倫理学についても言及し、自然と人間・社会の関係を多面的にとらえる。

(注) 科目名欄の( )内の名称は、同一科目の総合科学部新カリキュラムにおける名称です。

## 6. 履修モデル

### (1) 博士前期課程

分野	地域創生分野	環境共生分野	基盤科学分野 (文系)	基盤科学分野 (理系)
養成しようとする人材像	総合政策、地域政策、地域経済等にかかわる高度な知識を有し、地域が抱える諸問題の専門的理解を踏まえながら行政や経済活動を担当しようする人材	理系、特に生物学と化学の専門知識と技術を持ちつつ、政治・経済など複層的な環境問題を理解して有効な環境政策や環境保全活動を実施できる人材	地域文化の基盤である言語・歴史・文化・文学、地域社会の経済・環境などの専門知識を持ち、地域づくりや地域の活性化に参画、貢献できる人材	理系基盤科学についての専門知識と応用能力を持ち、それを人間社会や環境との関わりにおいて総合的に考え、様々な問題の解決に活用できる人材
博士前期課程入学までの学習歴及び社会活動	大学の学部教育で経済学、政策学、などの社会科学を専攻した学生、あるいは卒業後企業や行政において実務を担っている社会人	大学の学部教育で環境に関わる分野を専攻した学生、卒業後企業において環境分野の研究や開発に関わっている社会人、高校の教員、公務員など	大学の学部教育で英語等の言語や比較文化を専攻した学生、あるいは当該分野に強い関心を抱いてきた社会人	大学の学部教育で物質科学を専攻した学生、卒業後企業において物質科学関係の基礎研究や開発研究に関わっている社会人、高校の教員など
※地域科学入門科目	* 地域科学入門科目 地域創生論 地域交流史	* 地域科学入門科目 共生社会論 環境倫理学	* 地域科学入門科目 地域創生論 地域交流史	* 地域科学入門科目 共生社会論 情報社会と情報倫理
履修科目例	* 教育部共通科目 (8単位以上) 地域科学 I (必修) 情報科学 行動科学 プロジェクト研究 I (必修) プロジェクト研究 I (必修) * 分野コア科目 (6単位以上) 地域政策特論 地域経済特論 空間情報特論 A 福祉社会特論 A	* 教育部共通科目 (8単位以上) 地域科学 I (必修) 情報科学 環境科学 プロジェクト研究 I (必修) プロジェクト研究 I (必修) * 分野コア科目 (6単位以上) 環境政策特論 環境マネジメント特論 環境影響評価特論 地域行政法特論 環境共生学研究法特論	* 教育部共通科目 (8単位以上) 地域科学 I (必修) 行動科学 プロジェクト研究 I (必修) プロジェクト研究 I (必修) * 分野コア科目 (6単位以上) 言語文化特論 比較文化特論 総合政策特論 地域言語文化特論 * 分野専門科目 (8単位以上) 言語文化特論演習 比較文化特論演習 地域言語文化特論 A	* 教育部共通科目 (8単位以上) 地域科学 I (必修) 情報科学 環境科学 プロジェクト研究 I (必修) プロジェクト研究 I (必修) * 分野コア科目 (6単位以上) 環境数理特論 物質情報特論 物質科学特論 * 分野専門科目 (8単位以上) 物質科学特論演習 物性計測特論
基盤科学分野と共通性の高い科目	総合政策特論演習 基盤 (文系) 2 環境政策特論 2 環境マネジメント特論演習 2 環境汚染物質特論 2 資源環境経済学特論 2 環境数理特論演習 2	環境政策特論 2 環境マネジメント特論 2 環境影響評価特論 2 地域行政法特論 2 環境共生学研究法特論 2 * 分野専門科目 (8単位以上) 環境マネジメント特論演習 2 環境汚染物質特論 2 資源環境経済学特論 2 環境数理特論演習 2	地域政策特論 2 地域創生 2 * 論文指導に関する科目 2 地域科学特別演習 I 2	環境マネジメント特論 2 環境物質科学特論 2 * 論文指導に関する科目 2 地域科学特別演習 I 2
他分野からの履修科目 (4単位まで履修可能)	環境共生 2 * 論文指導に関する科目 2 地域科学特別演習 I 2	* 論文指導に関する科目 8 地域科学特別演習 I 8	地域創生 2 * 論文指導に関する科目 8 地域科学特別演習 I 8	環境共生 2 環境共生 2
修士論文テーママ例	・地域経済政策と地域社会・環境政策との政策統合 ・地域における産業政策：ニュービジネス振興の可能性	・吉野川の生態系における水質汚濁物質に対する生物浄化の評価 ・柑橘類の残留農薬軽減への対策について	・現代日本におけるスプリチュアルの受容と可能性 ・チャールズ・ディケンズ「二都物語」の研究－色彩のイメージに関する文化比較－	・セラミック超伝導体の合成と物性評価 ・環境調和型有機合成化学反応の開発
修了後の進路等	・地域経済政策や環境政策を担当できる自治体の行政職員 ・政策の分析調査を行うシンクタンク職員 ・NPO、NGO 職員 ・進学	・環境保全・環境政策などに関する自治体の専門職員 ・企業における環境分野の専門職員 ・環境カウンセラー ・進学	・地域づくりの参画できるマスマネジメント関係者 ・NPO、NGO 職員 ・進学	・製造業の研究開発 参画担当者 ・企業における環境分野の基礎的研究員 ・進学

※社会人や他大学・他学部からの入学者が志望する分野を専門的に学習するため、「地域科学入門科目」を第1年次に開講する。ただし、修了単位には含まない。

## (2) 博士後期課程

養成しようとする人材像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「活力ある地域社会の再生」を可能にする政策能力や専門的知見を有する高度職業人</li> <li>・社会科学をベースに「地域づくり」に関する総合科学的研究を推進する教育・研究者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「活力ある地域社会の再生」を可能にする政策能力や専門的知見を有する高度職業人</li> <li>・自然科学をベースに環境問題に関する総合科学的研究を推進する教育・研究者</li> </ul>
博士課程入学までの学習履歴及び社会活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人文・社会科学系修士課程修了者</li> <li>・修士論文で経済学・政治学・社会学など社会科学をベースに、地域政策の課題を実証的に考察</li> <li>・市民ボランティア組織の運営に関与、または地方自治体において振興計画等の策定を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然科学系修士課程修了者</li> <li>・修士論文で、生命科学・化学をベースに環境政策の課題を実証的に考察</li> <li>・環境問題に関わる NPO 等の活動に関与、または地方自治体において環境問題等に関わる支援</li> </ul>
履修科目例	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜教育部共通科目＞</li> <li>地域科学Ⅱ 4単位</li> <li>プロジェクト研究Ⅱ 4単位</li> <li>＜論文指導に関する科目＞</li> <li>地域科学特別演習Ⅱ 4単位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜教育部共通科目＞</li> <li>地域科学Ⅱ 4単位</li> <li>プロジェクト研究Ⅱ 4単位</li> <li>＜論文指導に関する科目＞</li> <li>地域科学特別演習Ⅱ 4単位</li> </ul>
博士論文テーマ例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体総合計画の策定・執行過程への住民参加の可能性に関する実証的研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉野川水系における効果的な河川浄化対策のシミュレーション</li> </ul>
修了後の進路等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等教育機関の教育・研究者</li> <li>・地方行政で総合計画の作成などにあたる調査企画担当の専門職・研究員</li> <li>・民間コンサルタントや NPO などで調査・研究をおこなう専門職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等教育機関の教育・研究者</li> <li>・公共事業の計画調査で環境アセスメントなどを担当する環境行政の専門職・研究員</li> <li>・民間研究機関や企業環境部などの調査・研究員</li> </ul>

## 7. 入学前の既修得単位の認定

本教育部に入学する前に本学の大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、入学後の単位として認定を希望する者は、「単位認定申請書」を学務係に提出してください。ただし、認定できる単位数は10単位を超えることはできません。

## 8. 長期にわたる教育課程の履修について

職業等を有している等の事情により、標準修業年限を越えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する者には、審査のうえ長期にわたる教育課程の履修を許可する制度があります。長期履修できる期間は博士前期課程においては4年以内、博士後期課程においては6年以内で、標準修業年限2年間（博士後期課程においては3年間）の授業料と同額を、許可された期間に分割して納入することとなります。希望する者は所定の期間内に申請してください。

### ◎申請時期

博士前期課程 入学手続時

第1年次の前期（7月頃揭示）

第1年次の後期（12月頃揭示）

博士後期課程 入学手続時

第1年次又は第2年次の前期（7月頃揭示）

第1年次又は第2年次の後期（12月頃揭示）

# 学年別履修スケジュール

## 博士前期課程

### 1年前期

4月 オリエンテーション・ガイダンス  
 4月 指導教員願の提出  
 4月 履修計画の検討  
 4月 プロジェクト研究Ⅰの選択  
 4月 履修登録  
 4～6月 研究計画立案  
 6月 研究計画書提出  
 4～9月 研究活動  
 7月末 前期試験

### 1年後期

10月 履修計画の検討  
 10月 履修登録  
 10～3月 研究活動  
 2月初 後期試験  
 2～3月頃 プロジェクト研究Ⅰ成果発表会  
 2～3月頃 修士論文中間発表

### 2年前期

4月 履修計画の検討  
 4月 履修登録  
 4～9月 研究活動  
 7月 修士論文概要及び執筆計画の立案  
 7月末 前期試験

### 2年後期

10月 履修計画の検討  
 10月 履修登録  
 10～3月 研究活動  
 適宜 学会発表  
 1月 修士論文作成・提出及び学位請求手続き  
 2月 修士論文発表会（公聴会審査）  
 3月 課程修了・学位取得

## 博士後期課程

### 1年前期

4月 オリエンテーション・ガイダンス  
 4月 指導教員願の提出  
 4月 履修計画の検討  
 4月 履修登録  
 4月 プロジェクト研究Ⅱの受講開始  
 4～6月 研究計画立案  
 6月 研究計画書提出  
 4～9月 研究活動

### 1年後期

10月 履修計画の検討  
 10月 履修登録  
 10～3月 研究活動  
 2月初 後期試験  
 2～3月頃 プロジェクト研究Ⅱ成果発表会  
 2～3月頃 博士論文研究計画発表会

### 2年前期

4月 履修計画の検討  
 4月 履修登録  
 4～9月 研究活動

### 2年後期

10月 履修計画の検討  
 10月 履修登録  
 10～3月 研究活動  
 2～3月頃 博士論文中間発表  
 適宜 学会発表

### 3年前期

4～9月 研究活動  
 7月 博士論文概要及び執筆計画の立案

### 3年後期

10～3月 研究活動  
 10月 博士論文予備審査願  
 10月 博士論文内容梗概提出  
 1月 博士論文提出及び学位請求手続き  
 2月 口頭発表（公聴会審査）  
 3月 課程修了・学位取得

# 開設科目，単位数，担当教員等

## 博士前期課程

### 地域科学専攻

(1) 教育部共通科目 8単位以上履修すること

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		担当教員
		必修	選択	
行動科学	1・2後		2	三浦 哉, 佐藤 裕
情報科学	1・2前		2	石田 基広, 吉田 敦也, 掛井 秀一
地域科学 I	1・2前	2		玉 真之介
環境科学	1・2前		2	浜野 龍夫, 服部 武文, 栗栖 聡
プロジェクト研究 I (担当教員により6グループに分かれている。)	1通	4		佐藤 高則, 山本 真由美, 中山 信太郎
				真壁 和裕, 矢部 拓也
				平木 美鶴, 河原崎 貴光, 佐原 理
				小山 保夫, 三浦 哉
				蓮沼 徹, 中山 慎一
				今井 昭二, 三好 徳和, 小笠原 正道, 山本 孝, 上野 雅晴

(2) 専攻専門科目

#### I. 地域創生分野

○分野コア科目 6単位以上履修すること

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		担当教員
		必修	選択	
地域経済特論	1後		2	玉 真之介
地域政策特論	1・2前		2	石田 和之
空間情報特論 A	1・2前		2	平井 松午
地域文化特論	1・2前		2	高橋 晋一, 内藤 直樹
福祉社会特論 A	1・2前		2	土屋 敦

○分野専門科目 8単位以上履修すること

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		担当教員
		必修	選択	
地域経済特論演習	1・2後		2	玉 真之介
地域政策特論演習	1・2後		2	石田 和之
地域計画学特論	1・2前		2	田口 太郎
地域計画学特論演習	1・2後		2	田口 太郎
空間情報特論 A 演習	1・2後		2	平井 松午
地域文化特論演習	1・2後		2	高橋 晋一, 内藤 直樹
福祉社会特論 A 演習	1・2後		2	土屋 敦

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		担当教員
		必修	選択	
空間情報特論 B	1・2前		2	豊田 哲也
空間情報特論 C	1・2前		2	塚本 章宏
芸術情報地域創生特論	1・2前		2	平木 美鶴, 河原崎 貴光, 佐原 理
健康科学特論	1・2前		2	荒木 秀夫
健康社会特論	1・2前		2	佐藤 充宏
総合政策特論	1・2前		2	小田切 康彦
総合政策特論演習	1・2後		2	小田切 康彦
地域言語特論 A	1・2前		2	岸江 信介
地域言語特論 B	1・2後		2	仙波 光明
地域言語文化特論	1・2後		2	都染 直也
地域社会特論	1・2前		2	矢部 拓也
地域創生メディア特論	1・2後		2	※平成29年度は開講せず
比較地域史特論 A	1・2後		2	中村 豊
比較地域史特論 B	1・2前後		2	葭森 健介, 荒武 達朗
福祉社会特論 B	1・2前		2	上野 加代子
マルチメディア工学	2後		2	獅々堀 正幹, 光原 弘幸, 伊藤 照明, 大野 将樹
都市・地域計画論	2後		2	近藤 光男
都市及び交通システム計画	2前		4	山中 英生, 渡辺 公次郎, 尾野 薫
ニュービジネス特論	2前		2	武藤 裕則, 出口 祥啓
ビジネスモデル特論	1・2後		2	山中 英生, 吉田 敦也, 田口 太郎, 澤田 俊明
発展型地域創生特論	1・2前後		2	山口 鉄生
地域創生特論	1・2通		4	吉田 敦也
応用生理学特論	1・2前		2	三浦 哉
比較地域社会文化論(東アジア地域)	1・2前後		2	葭森 健介, 荒武 達朗

○修士論文指導に関する科目

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		担当教員
		必修	選択	
地域科学特別演習 I	1～2	8		博士前期課程地域科学専攻研究指導担当教員

II. 環境共生分野

○分野コア科目 6単位以上履修すること

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		担当教員
		必修	選択	
環境影響評価特論	1前		2	小山 保夫
環境政策特論	1・2前		2	栗栖 聡, 浜野 龍夫
環境マネジメント特論	1・2後		2	浜野 龍夫
地域行政法特論	1・2前		2	上原 克之
環境システム科学特論	1前		2	今井 昭二, 青矢 睦月
生物資源保全学特論	1後		2	服部 武文
環境共生学研究法特論	1・2前後		2	環境共生分野研究指導担当教員

○分野専門科目 8単位以上履修すること

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		担当教員
		必修	選択	
地域経済特論	1・2後		2	玉 真之介
総合政策特論	1・2前		2	内藤 徹
環境影響評価特論演習	1後		2	小山 保夫
環境政策特論演習	1・2後		2	栗栖 聡
環境マネジメント特論演習	1・2後		2	浜野 龍夫
地域行政法特論演習	1・2後		2	上原 克之
環境汚染物質特論	1前		2	小山 保夫, 佐藤 征弥
環境共生科学特論	1前		2	佐藤 高則, 川上 竜巳
遺伝環境科学特論	1前		2	松尾 義則, 渡部 稔
環境共生生物学特論	1前		2	大橋 眞, 山城 考
環境数理特論	1前		2	小野 公輔
環境数理特論演習	1後		2	大淵 朗, 守安 一峰
環境適応学特論	1前		2	松尾 義則, 山城 考
環境物質科学特論	1前		2	三好 徳和, 小笠原 正道, 上野 雅晴
資源環境経済学特論	1・2前		2	眞弓 浩三
資源環境経済学特論演習	1・2後		2	眞弓 浩三
食品安全科学特論	1前		2	横井川 久己男, 金丸 芳
生化学特論	1前		2	佐藤 高則
生物資源保全学特論演習	1後		2	服部 武文
生物資源化学特論	1前		2	金丸 芳
生物資源特論	1前		2	横井川 久己男, 川上 竜巳
発生情報科学特論	1前		2	眞壁 和裕, 渡部 稔
共生環境化学特論	1前		2	山本 孝
環境システム工学特論	2前		2	木戸口 善行, 渦岡 良介
発展型環境共生特論	1・2前		2	小山 保夫

○修士論文指導に関する科目

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		担当教員
		必修	選択	
地域科学特別演習 I	1～2	8		博士前期課程地域科学専攻研究指導担当教員

### Ⅲ. 基盤科学分野（文系）

○分野コア科目 6単位以上履修すること

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		担当教員
		必修	選択	
総合政策特論	1前		2	内藤 徹
比較文化特論	1前・1後		2	依岡 隆児
近現代社会特論	1・2前		2	石田 三千雄
経済学特論	1・2前		2	趙 彤
言語文化特論	1・2前		2	宮崎 隆義
地域言語文化特論	1・2後		2	都染 直也

○分野専門科目 8単位以上履修すること

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		担当教員
		必修	選択	
地域経済特論	1・2後		2	玉 真之介
地域経済特論演習	1・2後		2	玉 真之介
総合政策特論演習	1・2後		2	内藤 徹
地域行政法特論	1・2前		2	上原 克之
資源環境経済学特論	1・2前		2	眞弓 浩三
資源環境経済学特論演習	1・2後		2	眞弓 浩三
比較文化特論演習	1・2後		2	依岡 隆児
経済学特論演習	1・2後		2	趙 彤
言語文化特論演習	1・2後		2	宮崎 隆義
地域言語特論 A	1・2前		2	岸江 信介
地域言語特論 B	1・2後		2	仙波 光明
発展型基盤科学文系特論	1・2前後		2	田久保 浩, 富塚 昌輝

○修士論文指導に関する科目

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		担当教員
		必修	選択	
地域科学特別演習 I	1～2	8		博士前期課程地域科学専攻研究指導担当教員

### Ⅳ. 基盤科学分野（理系）

○分野コア科目 6単位以上履修すること

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		担当教員
		必修	選択	
環境数理特論	1前・1後		2	小野 公輔
物質情報特論	1前・1後		2	齊藤 隆仁, 伏見 賢一
地球科学特論	1・2前		2	村田 明広, 石田 啓祐, 西山 賢一, 青矢 睦月
物質科学特論	1・2前		2	三好 徳和, 小笠原 正道
物質エネルギー特論	1前		2	日置 善郎, 伏見 賢一

○分野専門科目 8単位以上履修すること

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		担当教員
		必修	選択	
環境数理特論演習	1後		2	大淵 朗, 守安 一峰
地球科学特論演習	1後		2	石田 啓祐, 村田 明広, 西山 賢一, 青矢 睦月
物質科学特論演習	1後		2	山本 孝
情報数学特論	1前		2	片山 真一
数理情報特論	1前		2	村上 公一
環境分析化学特論	1前		2	今井 昭二
環境分子化学特論	1前		2	三好 徳和, 上野 雅晴
物性計測特論	1前		2	齊藤 隆仁, 真岸 孝一
物性科学特論	1前		2	小山 晋之, 真岸 孝一
発展型基盤科学理系特論	1・2前後		2	小野 公輔, 蓮沼 徹

○修士論文指導に関する科目

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		担当教員
		必修	選択	
地域科学特別演習 I	1～2	8		博士前期課程地域科学専攻研究指導担当教員

臨床心理学専攻 \*の科目は本専攻大学院学生以外は受講不可

(1) 教育部共通科目 4単位以上履修すること

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		担当教員
		必修	選択	
行動科学	1・2後		2	三浦 哉, 佐藤 裕
情報科学	1・2前		2	石田 基広, 吉田 敦也, 掛井 秀一
地域科学 I	1・2前	2		玉 真之介
環境科学	1・2前		2	浜野 龍夫, 服部 武文, 栗栖 聡
プロジェクト研究 I (担当教員により6グループに分かれている。)	1通		4	佐藤 高則, 山本 真由美, 中山 信太郎
				真壁 和裕, 矢部 拓也
				平木 美鶴, 河原崎 貴光, 佐原 理
				小山 保夫, 三浦 哉
				蓮沼 徹, 中山 慎一
				今井 昭二, 三好 徳和, 小笠原 正道, 山本 孝, 上野 雅晴

## (2) 専攻専門科目

## ○必修科目

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		担当教員
		必修	選択	
臨床心理学特論 A	1前	2		山本 真由美, 佐藤 健二 *
臨床心理学特論 B	2後	2		山本 真由美, 佐藤 健二 *
臨床心理面接特論 A	1後	2		内海 千種, 上岡 義典 *
臨床心理面接特論 B	2前	2		境 泉洋, 福森 崇貴 *
臨床心理査定演習 A	1前	2		山本 真由美, 佐藤 健二 *
臨床心理査定演習 B	2前	2		上岡 義典, 福森 崇貴 *
臨床心理基礎実習 A	1前	1		佐藤 健二, 福森 崇貴, 内海 千種, 大森 哲郎 *
臨床心理基礎実習 B	1後	1		佐藤 健二, 福森 崇貴, 内海 千種, 大森 哲郎 *
臨床心理実習 A	2前	1		山本 真由美, 上岡 義典, 境 泉洋, 山本 哲也, * 井ノ崎 敦子, 赤坂 和哉, 藤原 朝洋, 中條 信義, 寺本 陽子
臨床心理実習 B	2後	1		山本 真由美, 上岡 義典, 境 泉洋, 山本 哲也, * 井ノ崎 敦子, 赤坂 和哉, 藤原 朝洋, 中條 信義, 寺本 陽子

## ○選択科目 8単位以上を履修すること

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		担当教員
		必修	選択	
認知心理学特論	1・2前		2	佐藤 裕
認知心理学特論演習	1・2前		2	佐藤 裕
生涯発達心理学特論	1・2前		2	山本 真由美
家族研究特論	1・2後		2	多田 敏子, 谷 洋江, 平岡 峰子
社会心理学特論	1・2前		2	佐藤 健二, 湯川 進太郎
臨床心理関係行政特論	1・2後		2	上岡 義典, 島 治伸
精神医学特論	1・2前		2	大森 哲郎
障害臨床心理学特論	1・2前		2	島 治伸
福祉心理学特論	1・2後		2	上岡 義典, 河野 禎之
心理療法特論	1・2前		2	福森 崇貴, 佐藤 寛 *
学校臨床心理学特論	1・2前		2	内海 千種 *
臨床心理的地域援助特論	1・2前		2	境 泉洋 *

## ○修士論文指導に関する科目

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		担当教員
		必修	選択	
臨床心理学特別演習	2通	4		博士前期課程臨床心理学専攻研究指導担当教員 *

## 博士後期課程

### 地域科学専攻

#### (1) 教育部共通科目

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		担当教員
		必修	選択	
地域科学Ⅱ	1・2通	4		平井 松午, 小山 保夫
プロジェクト研究Ⅱ	1通	4		三浦 哉, 依岡 隆児

#### (2) 博士論文指導に関する科目

授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		担当教員
		必修	選択	
地域科学特別演習Ⅱ	2前後	4		博士後期課程地域科学専攻研究指導担当教員

# GIS 専門学術士資格申請の要件となる履修科目について

博士前期課程地域科学専攻は、(社)日本地理学会から、GIS 専門学術士資格を取得するための実績証明団体として指定されています。

GIS 専門学術士の資格取得を目指す方は、GIS 学術士の資格認定を受けたうえで、実績証明団体に設置されている以下の【E】【F】【G】に対応する授業科目を修得してください。

【E】：地理情報科学の専門的な分野に関する講義を中心とする科目

【F】：GIS を利用した空間的諸問題を取り扱った実習を中心とする科目

【G】：GIS を利用した修士論文を執筆する科目

博士前期課程地域科学専攻では以下の授業科目に対応しています。

認定科目	開設授業科目	単位数	履修方法
E	空間情報特論A	2単位	2科目を修得すること。
	空間情報特論C	2単位	
F	空間情報特論演習A	2単位	必修
G	地域科学特別演習 I	2単位	必修

(注) 認定科目Gに対応する地域科学特別演習 I は GIS 担当教員の授業を選択する必要があります。

申請の際には必ず、公益社団法人 日本地理学会の「資格専門員会」のホームページ（下記 URL）を参照してください。

<http://ajg-certi.jp/>

# 臨床心理士受験資格に関する履修科目について

臨床心理学専攻は、(財)日本臨床心理士資格認定協会から、臨床心理士の資格試験に関する受験資格を有する大学院（第一種）として指定されています。

臨床心理士を目指す方は、受験に必要な次の授業科目の単位を修得してください。

区 分	開設授業科目	単位数	履 修 方 法	
必 修	臨床心理学特論 A	2	臨床心理学特論として、4 単位必修	
	臨床心理学特論 B	2		
	臨床心理面接特論 A	2	臨床心理面接特論として、4 単位必修	
	臨床心理面接特論 B	2		
	臨床心理査定演習 A	2	臨床心理査定演習として、4 単位必修	
	臨床心理査定演習 B	2		
	臨床心理基礎実習 A	1	臨床心理基礎実習として、2 単位必修	
	臨床心理基礎実習 B	1		
	臨床心理実習 A	1	臨床心理実習として、2 単位必修	
	臨床心理実習 B	1		
選 択 必 修	A 群	行動科学	A 群の中から 2 単位以上選択必修	
		認知心理学特論演習		2
	B 群	認知心理学特論	2	B 群の中から 2 単位以上選択必修
		生涯発達心理学特論	2	
	C 群	社会心理学特論	2	C 群の中から 2 単位以上選択必修
		家族研究特論	2	
		臨床心理関係行政特論	2	
	D 群	精神医学特論	2	D 群の中から 2 単位以上選択必修
		障害臨床心理学特論	2	
		福祉心理学特論	2	
	E 群	心理療法特論	2	E 群の中から 2 単位以上選択必修
		学校臨床心理学特論	2	
臨床心理的地域援助特論		2		

(注) 必修 10 科目 (16 単位) はすべて履修してください。また、選択必修は各群 (A, B, C, D, E) からそれぞれ 2 単位以上、計 10 単位以上を修得し、合わせて合計 26 単位以上を修得してください。

## 社会人受入のための夜間開講について

近年の経済社会の発展や技術革新の進展等により、大学院に対する社会の要請が一層多様かつ高度となっており、特に社会人の再教育に対する需要は急速な高まりを見せています。

しかし、大学院において学習したいという意欲を持ちつつも、勤務時間の都合上昼間の学習が難しい社会人の方は多数おられます。また、企業や官公庁等の立場からも、昼間に社員等を大学院に派遣することのできないところもあります。

本教育部は、これら企業や官公庁等、また、社会人の学習ニーズに柔軟にこたえるために社会人を積極的に受け入れ、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用し、講義を夕夜間の時間帯にも開講して社会人学生の受講に便宜を図っています。「長期にわたる教育課程の履修」についてはp.10をご覧ください。

# 徳島大学大学院学則

## 第1章 目的

(目的)

第1条 徳島大学大学院（以下「大学院」という。）は、徳島大学（以下「本学」という。）の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。

2 大学院は、教育部又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、各教育部規則で定め、公表するものとする。

## 第2章 組織

(課程)

第2条 大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 修士課程及び第4条の2第2項に規定する前期2年の博士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。  
(教育部)

第3条 大学院に次項の表の左欄に掲げる教育部を置き、それぞれの教育部に同表の中欄に掲げる専攻を置く。

2 各教育部ごとの課程の別は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

教育部名	専攻名	課程の別
総合科学教育部	地域科学専攻	博士(前期・後期)課程
	臨床心理学専攻	博士前期課程

中略

3 各教育部に置く講座については、別に定める。

## 第3章 標準修業年限、在学期間及び収容定員等 (標準修業年限)

第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

第4条の2 博士課程(医科学教育部、口腔科学教育部及び薬科学教育部薬学専攻を除く。)の標準修業年限は、5年とする。

2 前項の博士課程は、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

第4条の3 医科学教育部、口腔科学教育部及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第5条 在学期間は、標準修業年限の2倍を超えることができない。

(収容定員等)

第6条 各教育部の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

教育部名	専攻名	修士課程又は博士前期課程		博士課程又は博士後期課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
総合科学教育部	地域科学専攻	35	70	4	12	82
	臨床心理学専攻	12	24			24
	計	47	94	4	12	106

中略

## 第4章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第6条の2 大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育方法)

第7条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第7条の2 各教育部において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 各教育部に、外国人留学生のための英語による特別コースを置くことができる。

(履修方法等)

第8条 各教育部における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容及びこれらの履修方法は、各教育部規則の定めるところによる。

(1の授業科目について2以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第8条の2 各教育部が、1の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、徳島大学学則第30条第2項各号に規定する基準を考慮して、各教育部が定める時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価基準等の明示等)

第8条の3 各教育部は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容及び1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各教育部は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第8条の4 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第9条 大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、第9条の3第2項の規定により修得したも

のとみなす単位数を除き、10単位を超えない範囲で、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 3 大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることができる。
- 4 他の大学院の授業科目を履修することのできる期間及び他の大学院等で研究指導を受けることのできる期間は、次のとおりとする。
  - (1) 履修の期間及び研究指導の期間を含め、1年以内とする。ただし、博士後期課程（医科学教育部、口腔科学教育部及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程を含む。）の学生で特別な理由がある場合は、当該他の大学院等との協議に基づき、更に1年を限り延長することができる。
  - (2) 博士後期課程（医科学教育部、口腔科学教育部及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程を含む。）の学生の履修の期間及び研究指導の期間は、それぞれを通算して2年を超えることができない。
- 5 他の大学院で授業科目を履修した期間及び他の大学院等で研究指導を受けた期間は、大学院の在学期間に算入する。
- 6 学生は、他の大学院で授業科目を履修し、又は他の大学院等で研究指導を受けている間においても本学に正規の授業料を納付しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、他の大学院での授業科目の履修に関する事項及び他の大学院等での研究指導に関する事項について必要な事項は、別に定める。
- 8 第1項、第2項及び第7項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(休学中の外国の大学院における学修)

第9条の2 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に、外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第9条第2項（同条第8項、第27条第2項及び第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。
- 3 本条に定めるもののほか、休学中の外国の大学院における学修について必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第9条の3 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院、他の大学院、外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、大学院において修得した単位以外のもの

については、第9条第2項（同条第8項、第27条第2項及び第27条の2第2項において準用する場合を含む。）及び前条第1項の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

- 3 本条に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定について、必要な事項は、別に定める。  
(長期にわたる教育課程の履修)

第9条の4 学生が職業を有している等の事情により、第4条、第4条の2及び第4条の3に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該教育部教授会の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。  
(単位の認定)

第10条 授業科目を履修した者には、試験又は研究報告に基づき、所定の単位を与える。

- 2 各授業科目の単位の認定は、学期末又は学年末を行うものとする。

第5章 課程の修了要件、学位の授与及び教員の免許状（修士課程及び博士前期課程の修了要件）

第11条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上で各教育部規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該教育部が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士前期課程の取扱い)

第11条の2 第4条の2第2項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士前期課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

(博士課程の修了要件)

第12条 博士課程（医科学教育部、口腔科学教育部及び薬科学教育部薬学専攻を除く。以下第3項までにおいて同じ。）の修了要件は、当該課程に5年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、30単位以上で各教育部規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該教育部が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了要件は、当該課程に修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、30単位以上で各教育部規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該教育部が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。第18条第2項において同じ。）を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、当該課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、各教育部規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該教育部が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

4 医科学教育部、口腔科学教育部及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上で各教育部規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該教育部が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

（論文の審査）

第13条 修士論文及び博士論文の審査については、別に定める。

（最終試験）

第14条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文又は博士論文の審査に合格した者について行う。

2 前項に定めるもののほか、最終試験に関し必要な事項は、別に定める。

（課程修了による学位の授与）

第15条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

（論文提出による学位の授与）

第16条 前条第2項に定めるもののほか、別に定めるところにより、博士論文を提出した者について博士の学位を授与することができる。

（教員の免許状）

第16条の2 大学院の学生に教員の免許状授与の所要資格を取得させることのできる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

中略

第6章 入学、休学、退学、再入学、転学、転教育部、転専攻及び留学

（入学の時期）

第17条 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、各教育部において必要があると認めるときは、後期の初めにおいても、学生を入学させることができる。

（入学資格）

第18条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(6) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者

(7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

(9) 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものの

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 学校教育法施行規則第156条第6号の規定に基づ

き、文部科学大臣が指定した者

(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

3 医科学教育部、口腔科学教育部及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第83条第1項に定める大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者（医学、歯学又は獣医学を履修した者に限る。）

(3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(6) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者

(7) 大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

（入学の出願）

第19条 大学院に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。ただし、検定料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

（入学者選考）

第20条 入学志願者については、選抜試験を行い、教育部教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

（入学手続）

第21条 合格者は、所定の期日に入学料を納付し、別に定める手続をしなければならない。ただし、入学料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

（入学許可）

第22条 学長は、前条に定める手続を経た者に対し、入学を許可する。

（休学）

第23条 疾病その他の理由により、2月以上就学できないときは、学生は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため就学が不相当と認められた者には、学長

は、休学を命ずることができる。

3 休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することができる。

4 休学期間は、通じて修士課程及び博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年、医科学教育部、口腔科学教育部及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程にあつては4年を超えることができない。

5 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

6 休学期間は、第5条の在学期間に算入しない。

（退学）

第24条 疾病その他の理由により退学しようとする者は、退学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

（再入学）

第25条 大学院を退学した者が再入学を願出たときは、学長は、これを許可することができる。

2 第20条及び第21条の規定は、前項の入学を許可する場合に準用する。

（転学）

第26条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、転学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学（以下「外国の大学院等」という。）から大学院の同種の教育部に転学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、これを許可することができる。

3 第20条及び第21条の規定は、前項の入学を許可する場合に準用する。

（転教育部）

第26条の2 学生が、所属の教育部以外の教育部に転教育部を願出たときは、学長は、当該教育部教授会の議を経て許可することができる。

2 本条に定めるもののほか、転教育部に関する事項については、各教育部規則で定める。

（転専攻等）

第26条の3 学生が、所属の教育部内の専攻（先端技術科学教育部にあつてはコースとする。以下この条において同じ。）と異なる当該教育部の専攻に転専攻を願出たときは、学長は、当該教育部教授会の議を経て許可することができる。

2 本条に定めるもののほか、転専攻に関する事項については、各教育部規則で定める。

（留学）

第27条 大学院が教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学院に留学することができる。

2 第9条第2項から第7項までの規定は、前項の留学の場合に準用する。

3 本条に定めるもののほか、留学に関する事項については、各教育部規則で定める。

（国際連合大学における授業科目の履修等）

第27条の2 大学院が教育上有益と認めるときは、国際連合大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、国際連合大学の授業科目を履修することができる。

2 第9条第2項及び第4項から第6項までの規定は、国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合に準用する。

## 第7章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第28条 検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法等は、この規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(授業料の納付)

第29条 授業料は、年度を前期及び後期の2期に区分し、前期にあつては4月、後期にあつては10月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、授業料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申し出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(既納の検定料等)

第30条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料相当額については、当該授業料を納付した者の申し出により、これを返還するものとする。

(1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

(2) 前期分授業料徴収の際に後期分授業料を併せて納付した者が後期の徴収の時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額

(検定料の免除)

第30条の2 大規模な風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が特に認めた場合には、検定料を免除することができる。

(入学料の免除)

第30条の3 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料を免除することができる。

(入学料の徴収猶予)

第30条の4 経済的理由により納期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料の徴収を猶予することができる。

(授業料の免除)

第30条の5 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料を免除することができる。

2 休学を許可した場合は、月割計算により休学した月の翌月から復学した月の前月までの月数分の授業料の全額を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

第30条の6 経済的理由により納期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料の徴収を猶予し、又は月額分納を許可することができる。

(細則)

第30条の7 第30条の3から前条までの規定によるも

ののほか、入学料の免除及び徴収猶予並びに授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

## 第8章 教員組織

(教員組織)

第31条 大学院に研究部を置く。

2 研究部については、別に定める。

3 大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、研究部及び学部その他の組織に所属する本学の教授、准教授、講師及び助教とする。

## 第9章 運営組織

(研究部教授会及び教育部教授会)

第32条 大学院の管理運営のため、各研究部に研究部教授会を、各教育部に教育部教授会を置く。

2 研究部教授会及び教育部教授会については、別に定める。

(研究部長及び教育部長)

第32条の2 各研究部に研究部長を、各教育部に教育部長を置く。

2 研究部長は、研究部の教授のうちから選任する。

3 教育部長は、当該教育部の教授会構成員である教授のうちから選任する。

## 第10章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生

(特別聴講学生)

第33条 学長は、他の大学院又は外国の大学院等に在学中の学生で、大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、当該教育部教授会において選考の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第33条の2 学長は、他の大学院又は外国の大学院等に在学中の学生で、大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、当該教育部教授会において選考の上、特別研究学生として入学を許可することができる。

2 特別研究学生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第34条 学長は、大学院の学生以外の者で、一又は複数回の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該教育部教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第34条の2 学長は、本学において特定の事項について研究しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、当該教育部等の教授会(教授会を置かない施設にあつては、当該施設の管理運営に関する事項を審議する運営委員会等)において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(大学院の学生に関する規定の準用)

第34条の3 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生及び研究生については、別段の定めがある場合を除き、大学院の学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

第35条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志願する者があるときは、学生の学修に支障のない限り、当該教育部教授会において選考の上、外国人留学生として入学を

許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

## 第11章 雑則

(学則の準用)

第36条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し必要な事項は、徳島大学学則を準用する。

中略

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の人間・自然環境研究科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該研究科に在学する学生が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第6条の表に掲げる総合科学教育部及び合計の項の収容定員は同表の規定にかかわらず、平成21年度及び平成22年度は、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成21年度			平成22年度		
		修士課程又は博士前期課程	博士課程又は博士後期課程	合計 収容定員	修士課程又は博士前期課程	博士課程又は博士後期課程	合計 収容定員
		収容定員	収容定員		収容定員	収容定員	
総合科学教育部	地域科学専攻	35	4	39	70	8	78
	臨床心理学専攻	12		12	24		24
	計	47	4	51	94	8	102
合計		941	640	1,581	988	644	1,632

- 4 平成20年度以前に人間・自然環境研究科に入学した者に係る改正後の第16条の2の表の適用については、なお従前の例による。

中略

### 附則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

省略

### 附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

### 附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 徳島大学学位規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条の規定に基づき、徳島大学（以下「本学」という。）における論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(卒業による学位の授与)

第2条 本学を卒業した者には、徳島大学学位規則の定めるところにより、学士の学位を授与する。

(課程修了による学位の授与)

第3条 本学の大学院（以下「大学院」という。）の課程を修了した者には、徳島大学大学院学位規則の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

(論文提出による学位の授与)

第4条 前条に定めるもののほか、本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、専攻分野に関し大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが試問により確認された者には、博士の学位を授与する。

(専攻分野の名称)

第5条 前3条に定める学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称は、次のとおりとする。

学位名	学部名及び研究科名	専攻分野の名称
修 士	総合科学教育部（博士前期課程）	学 術
		臨 床 心 理 学
博 士	総合科学教育部（博士課程）	学 術

中略

(学位論文の提出)

第6条 博士課程の学生が博士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類を提出するものとする。

2 博士課程の学生でない者が博士の学位を請求するときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類に所定の学位論文審査手数料を添えて提出するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、教育部教授会が博士論文の審査のため必要があるときは、当該論文の副本、訳本、模型又は標本等の提出を求めることがある。

4 修士課程又は博士前期課程の学生が修士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、修士論文その他別に定める書類を提出するものとする。

(学位論文の受理)

第7条 学位論文の受理は、教育部教授会の議を経て、学長が決定する。

2 提出した学位論文については、任意に撤回し、又は一時的返還等を要求することができない。

(学位論文の審査等の機関)

第8条 学位論文の審査及び最終試験又は試問は、教育部教授会が行う。

2 教育部教授会は、あらかじめ学位論文の提出者の資格を確認した後、互選により教育部教授会構成員のうちから選出された審査委員を含む3人以上の審査委員（主査1人、副査2人以上）を定め、学位論文の審査及び最終試験又は試問に関する事項を付託する。

3 教育部教授会は、必要と認めるときは、学位論文の

審査等にあって、大学院の教育部担当の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力（審査委員に加わることを含む。）を求めることができる。

4 審査委員は、学位論文の審査の要旨及び最終試験又は試問の成績を記録し、その結果を文書により教育部教授会に報告するものとする。

(最終試験及び試問の方法)

第9条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

2 試問は、博士論文を中心として、これに関連のある科目及び外国語について、口頭又は筆答により行うものとする。この場合において、外国語については、原則として、2外国語を課するものとする。ただし、博士論文を提出した者が大学院の博士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者であるときは、退学後5年以内に限り、最終試験に準じて試験をもって試問に代えることができる。

(学位論文の審査等の期限)

第10条 博士論文の審査及び最終試験又は試問は、博士論文受理後1年以内に終了するものとする。

2 修士論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

(課程の修了及び論文審査等の議決)

第11条 教育部教授会は、審査委員の報告に基づき、第3条の規定によるものについては、課程修了の可否、第4条の規定によるものについては、その論文の審査及び試問の可否について議決する。

2 前項の議決は、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(学長への報告)

第12条 学部長は、教授会が卒業を認定する旨の議決をしたときは、その氏名等を、文書により学長に報告するものとする。

2 教育部長は、教育部教授会が前条の議決をしたときは、学位論文の審査の結果の要旨及び最終試験又は試問の成績及び議決の結果を、文書により学長に報告するものとする。

(卒業証書・学位記及び学位記の授与)

第13条 学長は、前条第1項の報告に基づき、学士の学位を授与できるものと認定した者には、卒業証書・学位記を授与する。

2 学長は、前条第2項の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与できるものと認定した者には、学位記を授与し、当該学位を授与できないものと認定した者には、その旨を通知するものとする。

3 卒業証書・学位記の様式は、別表第1のとおりとし、学位記の様式は、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

(学位授与の報告)

第14条 前条の規定により学位を授与したときは、学位記台帳に登録するものとする。

2 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(論文要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものと

する。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷し、公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷し、公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを印刷し、公表することができる。この場合には、本学は、その論文の全文を求めに応じて、閲覧に供するものとする。

(学位の名称の使用)

第17条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第18条 学位(学士の学位を除く。)を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為をしたときは、学長は、当該教育部教授会の議を経て、当該学位の授与を取消し、当該学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の議決は、構成員の4分の3以上の同意を必要とする。

(実施細則)

第19条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育部長が別に定めることができる。

中略

別表第1 (学部卒業者の場合)

省略

別表第2 (修士課程又は博士前期課程修了者の場合)

注	号
○修第	
学位記	
本籍(都道府県名)	
氏名	
年月日生	
本学大学院○○教育部○○専攻の○○課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(○○)の学位を授与する	
年月日	
徳島大学	[大学印]

備考1 「○○課程」には、修士課程を修了した者は「修士」と、博士前期課程を修了した者は「博士前期」と記入する。

2 注は、専攻分野の名称の頭文字を記入する。ただし、臨床心理学は「心」と、薬科学は「創」と、工学は「先」と記入する。

3 公印は、印影印刷とする。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別表第3 (博士課程修了者の場合)

注	号
甲○第	
学位記	
本籍(都道府県名)	
氏名	
年月日生	
本学大学院○○教育部○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する	
年月日	
徳島大学	[大学印]

備考1 注は、教育部名の頭文字を記入する。ただし、口腔科学教育部口腔保健学専攻にあっては「口保」、薬科学教育部創薬科学専攻にあっては「創」と記入する。

2 公印は、印影印刷とする。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別表第4 (論文提出による場合)

注	号
乙○第	
学位記	
本籍(都道府県名)	
氏名	
年月日生	
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する	
年月日	
徳島大学	[大学印]

備考1 注は、審査を受けた教育部名の頭文字を記入する。ただし、口腔科学教育部口腔保健学専攻にあっては「口保」、薬科学教育部創薬科学専攻にあっては「創」と記入する。

2 公印は、印影印刷とする。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日に人間・自然環境研究科に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

中略

附則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

省略

# 徳島大学大学院総合科学教育部規則

## 第1章 総則

### (通則)

第1条 徳島大学大学院総合科学教育部（以下「教育部」という。）に関する事項は、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）及び徳島大学学位規則（以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 学則、学位規則及びこの規則に定めるもののほか、教育部に関する事項は、徳島大学大学院総合科学教育部教授会（以下「教育部教授会」という。）が定める。（教育研究上の目的）

第2条 教育部は、持続可能な地域社会を目指して、文化環境・社会環境・自然環境を総合・融合・俯瞰する環境調和型の地域社会づくりに携わる人材、並びに、地域再生・地域創生の担い手となる教育研究者及び専門的実務者を養成することを目的とする。

## 第2章 教育課程

### (教育方法)

第3条 教育部の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

### (教育方法の特例)

第4条 教育部教授会が教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

### (授業科目及び単位数)

第5条 授業科目は、必修科目及び選択科目に分ける。

2 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

### (授業科目の履修方法)

第6条 学生は、別表の授業科目について、次表に定める単位を修得しなければならない。

#### (1) 博士前期課程

専攻	分野名	単位数		
		必修科目	選択科目	計
地域科学専攻	地域創生分野	14単位	18単位以上	32単位以上
	環境共生分野	14単位	18単位以上	32単位以上
	基盤科学分野(文系)	14単位	18単位以上	32単位以上
	基盤科学分野(理系)	14単位	18単位以上	32単位以上
臨床心理学専攻		22単位	10単位以上	32単位以上

#### (2) 博士後期課程

専攻名	単位数	
	必修科目	計
地域科学専攻	12単位	12単位

2 履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ定める研究指導教員（直接研究指導に当たる教員をいう。以下同じ。）の指導を受けなければならない。

3 教育部において教育上有益と認めるときは、本学大学院の他の教育部又は本学学部との協議に基づき、当該他の教育部又は本学学部の授業科目を履修させることができる。

4 前項の授業科目を履修しようとする者は、徳島大学大学院総合科学教育部長（以下「教育部長」という。）

の許可を受けなければならない。

5 第3項の規定により履修した授業科目の単位は、教育部が認めたときは、他の大学院の授業科目を履修したのものとして取り扱う。

6 この条に定めるもののほか授業科目の履修に関し必要な事項は、教育部長が別に定める。

### (研究指導)

第7条 研究指導は、研究指導教員が行うものとする。

また、2名の副指導教員（研究指導教員を補助して、研究指導を行う教員をいう。）を置く。

2 前項の研究指導は、研究課題の研究の指導及び学位論文の作成の指導とする。

### (試験の告示)

第8条 試験の授業科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ告示する。

### (成績)

第9条 博士前期課程における各授業科目の成績は、100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。成績は、A（80点以上）、B（70点以上）、C（60点以上）に区分する。

2 博士後期課程における各授業科目の成績は、評語によりA、B、C、Dの四種とし、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

### (追試験及び再試験)

第10条 疾病その他やむを得ない事情のため、正規の試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

2 前項の追試験を受けることができなかった者又は試験を受けて不合格となった者は、原則として次の学期末に再試験を受けることができる。

### (転学者の取扱い)

第11条 他の大学院又は外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）若しくは国際連合大学（以下「外国の大学院等」という。）から教育部に転学をした者の在学年数及び既修得単位の換算については、その都度教育部教授会が定める。

### (転教育部)

第12条 学則第26条の2の規定により、教育部に転教育部を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 転教育部を許可する時期は、入学後1年以上を経過した学年の初めとする。

3 転教育部を許可した学生を在籍させる年次は、教育部教授会が定める。

4 転教育部を許可した学生の既修得単位の認定は、教育部教授会が定める。

### (転専攻)

第13条 学則第26条の3の規定により転専攻を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 前条第2項から第4項までの規定は、転専攻を許可する場合に準用する。

### (他の大学院における授業科目の履修)

第14条 学則第9条、第27条及び第27条の2の規定に基づき、他の大学院若しくは国際連合大学の授業科目の履修を志願する学生又は外国の大学院に留学を志願する学生は、所定の願書を教育部長を経て学長に提出し、許可を受けなければならない。

### (単位の認定)

第15条 前条の規定により許可を受けた学生（以下「派

遣学生」という。)が他の大学院又は外国の大学院等で修得した単位又は学則第9条の2の規定に基づき学生が休学期間中に、外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により教育部教授会が行う。

(履修報告書)

第16条 派遣学生は、他の大学院又は外国の大学院等での履修を終えたときは、所定の履修報告書を速やか(外国の大学院に留学した者については、帰国の日から1月以内)に教育部長を経て学長に提出しなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 学則第9条の3の規定による入学前の既修得単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により教育部教授会が行う。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月8日規則第67号改正)

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 平成22年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成24年1月30日規則第29号改正)

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 平成23年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月19日規則第79号改正)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年1月16日規則第51号改正)

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 平成25年度以前に入学した者並びに平成26年度に転学部、再入学又は補欠入学する者及び平成27年度に第3年次に転学部、再入学又は補欠入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 平成26年度以前に入学した者並びに平成27年度に転学部、再入学又は補欠入学する者及び平成28年度に第3年次に転学部、再入学又は補欠入学する者については、この規則による改正後の第13条及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

- (1) 博士前期課程の授業科目及び単位数

地域科学専攻

教育部共通科目

授 業 科 目	単位数	
	必修	選択
環境科学		2
行動科学		2
情報科学		2
地域科学 I	2	
プロジェクト研究 I	4	

専攻専門科目

地域創生分野

授 業 科 目	単位数	
	必修	選択
分野		
コア		
科目		
地域経済特論		2
地域政策特論		2
空間情報特論 A		2
地域文化特論		2
福祉社会特論 A		2

授 業 科 目	単位数	
	必修	選択
地域経済特論演習		2
地域政策特論演習		2
地域計画学特論		2
地域計画学特論演習		2
空間情報特論 A 演習		2
地域文化特論演習		2
福祉社会特論 A 演習		2
空間情報特論 B		2
空間情報特論 C		2
芸術情報地域創生特論		2
健康科学特論		2
健康社会特論		2
総合政策特論		2
総合政策特論演習		2
地域言語特論 A		2
地域言語特論 B		2
地域言語文化特論		2
地域社会特論		2
地域創生メディア特論		2
比較地域史特論 A		2
比較地域史特論 B		2
福祉社会特論 B		2
マルチメディア工学		2
都市・地域計画論		2
都市及び交通システム計画		4
ニュービジネス特論		2
ビジネスモデル特論		2
発展型地域創生特論		2
地域創生特論		4
応用生理学特論		2
比較地域社会文化論 (東アジア地域)		2
地域科学特別演習 I	8	

環境共生分野

授 業 科 目	単位数	
	必修	選択
分野		
コア		
科目		
環境影響評価特論		2
環境政策特論		2
環境マネジメント特論		2
地域行政法特論		2
環境システム科学特論		2
生物資源保全学特論		2
環境共生学研究法特論		2
環境影響評価特論演習		2
環境政策特論演習		2
環境マネジメント特論演習		2
地域行政法特論演習		2
環境汚染物質特論		2
環境共生科学特論		2
遺伝環境科学特論		2
環境共生生物学特論		2
環境数理特論		2
環境数理特論演習		2
環境適応学特論		2
環境物質科学特論		2
資源環境経済学特論		2
資源環境経済学特論演習		2
食品安全科学特論		2
生化学特論		2
生物資源保全学特論演習		2
生物資源化学特論		2
生物資源特論		2

	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
分野専門科目	共生環境化学特論		2
	総合政策特論		2
	地域経済特論		2
	発生情報科学特論		2
	環境システム工学特論		2
	発展型環境共生特論		2
	地域科学特別演習 I	8	

基盤科学分野（文系）

	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
分野コア科目	総合政策特論		2
	比較文化特論		2
	近現代社会特論		2
	経済学特論		2
	言語文化特論		2
	地域言語文化特論		2
分野専門科目	総合政策特論演習		2
	比較文化特論演習		2
	経済学特論演習		2
	言語文化特論演習		2
	産業経済法特論		2
	資源環境経済学特論		2
	資源環境経済学特論演習		2
	地域行政法特論		2
	地域経済特論		2
	地域経済特論演習		2
	地域言語特論A		2
	地域言語特論B		2
	発展型基盤科学文系特論		2
	地域科学特別演習 I	8	

基盤科学分野（理系）

	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
分野コア科目	環境数理特論		2
	物質情報特論		2
	地球科学特論		2
	物質科学特論		2
	物質エネルギー特論		2
分野専門科目	環境数理特論演習		2
	地球科学特論演習		2
	物質科学特論演習		2
	情報数学特論		2
	数理情報特論		2
	環境分析化学特論		2
	環境分子化学特論		2
	物性計測特論		2
	物性科学特論		2
	発展型基盤科学理系特論		2
地域科学特別演習 I	8		

臨床心理学専攻  
教育部共通科目

	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
	地域科学 I	2	
	環境科学		2
	行動科学		2
	情報科学		2
	プロジェクト研究 I		4

専攻専門科目

	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
	臨床心理学特論 A	2	
	臨床心理学特論 B	2	
	臨床心理面接特論 A	2	
	臨床心理面接特論 B	2	
	臨床心理査定演習 A	2	
	臨床心理査定演習 B	2	
	臨床心理基礎実習 A	1	
	臨床心理基礎実習 B	1	
	臨床心理実習 A	1	
	臨床心理実習 B	1	
	認知心理学特論		2
	認知心理学特論演習		2
	生涯発達心理学特論		2
	家族研究特論		2
	臨床心理関係行政特論		2
	社会心理学特論		2
	精神医学特論		2
	障害臨床心理学特論		2
	福祉心理学特論		2
	心理療法特論		2
	学校臨床心理学特論		2
	臨床心理的地域援助特論		2
	臨床心理学特別演習	4	

(2) 博士後期課程の授業科目及び単位数  
地域科学専攻

	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
	地域科学 II	4	
	プロジェクト研究 II	4	
	地域科学特別演習 II	4	

## 徳島大学大学院総合科学教育部における授業科目の履修方法に関する細則

第1条 この細則は、徳島大学大学院総合科学教育部規則（以下「規則」という。）第6条第6項の規定に基づき、徳島大学大学院総合科学教育部における授業科目の履修方法について必要な事項を定めるものとする。

第2条 学生は、規則別表に定める授業科目について、次の各号に掲げるとおり単位を修得しなければならない。

(1) 博士前期課程地域科学専攻の履修方法は次のとおりとする。

- イ 学生は、所属する分野の授業科目を履修する。
- ロ 教育部共通科目の8単位以上を履修する。
- ハ 各分野のコア科目から6単位以上を履修する。
- ニ 各分野の専攻専門科目から8単位以上を履修する。その際、履修指導により他分野の科目を4単位まで履修することができる。

ホ 特別演習は、指導教員の指導の下で履修する。

(2) 博士前期課程臨床心理学専攻の履修方法は次のとおりとする。

- イ 学生は、所属する専攻の授業科目を履修する。
- ロ 教育部共通科目の4単位以上を履修する。
- ハ 専攻専門科目の選択科目から8単位以上を履修する。

ニ 特別演習は、指導教員の指導の下で履修する。

(3) 博士後期課程の履修方法は次のとおりとする。

- イ 学生は、所属する専攻の授業科目を履修する。
- ロ 特別演習は、指導教員の指導の下で履修する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した者については、改訂後の規定に関わらず、なお従前の例による。

# 徳島大学大学院総合科学教育部学位規則実施細則

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、徳島大学学位規則（以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、徳島大学大学院総合科学教育部（以下「教育部」という。）における学位審査に必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 課程修了による学位審査

(学位論文の提出時期及び資格要件)

第2条 規則第6条第1項の規定による博士論文の提出時期は、博士後期課程第3年次の1月以降（後期の学期から入学した者については7月以降）の指定の期間とする。ただし、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）第12条第1項ただし書及び第3項ただし書の規定による優れた研究業績を上げたと認められる者については、博士後期課程第1年次の1月（後期の学期から入学した者については7月）まで、学則第12条第2項ただし書の規定による優れた研究業績を上げたと認められる者については、博士後期課程第2年次の1月（後期の学期から入学した者については7月）まで博士論文の提出時期を繰り上げることができる。

2 規則第6条第4項の規定による修士論文の提出時期は、博士前期課程第2年次の2月以降（後期の学期から入学した者については7月以降）の指定の期間とする。ただし、学則第11条第1項ただし書の規定による優れた業績を上げたと認められる者については、博士前期課程第1年次の2月（後期の学期から入学した者については7月）まで修士論文の提出時期を繰り上げることができる。

3 前2項の規定による学位論文の提出に当たっては、提出の日までに所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けていなければならない。

(学位論文提出の手続)

第3条 博士論文の審査を受けようとする者は、あらかじめ教育部教授会の承認を受けて次の各号に掲げる書類を教育部長に提出するものとする。ただし、第2号から第6号までの書類については、別に審査用として必要部数を添付するものとする。

- (1) 学位申請書（様式1） 1部
- (2) 履歴書（様式5） 1部
- (3) 論文目録（様式6） 1部
- (4) 博士論文 1部
- (5) 論文内容要旨 和文1,000～1,500字（様式7） 1部

- (6) 参考論文（公刊予定のものは、受理証明書を添えた投稿原稿の写し） 各1部
- (7) 共著者の承諾書（様式8） 共著者 各1部
- (8) 誓約書（様式12） 1部

2 修士論文の審査を受けようとする者は、指導教員の承認を受けて次の各号に掲げる書類を教育部長に提出するものとする。ただし、第2号から第5号までの書類については、別に審査用として必要部数を添付するものとする。

- (1) 学位申請書（様式2） 1部
- (2) 履歴書（様式5） 1部
- (3) 論文目録（様式6） 1部
- (4) 修士論文 1部
- (5) 論文内容要旨 和文600～1,000字（様式7） 1部

(審査委員会)

第4条 学位論文が受理されたときは、教育部教授会は、申請者ごとに審査委員会を組織し、論文審査及び最終試験の実施を付託する。

(論文審査等の実施)

第5条 審査委員会は、論文審査及び最終試験を行い、その結果を文書をもって教育部長に報告する。

2 前項の文書は、論文審査の結果の要旨（様式9）及び最終試験報告書（様式10）とする。

(課程修了の議決)

第6条 教育部教授会は、審査委員会による論文審査及び最終試験の報告に基づき審議の上、担当者の投票により課程修了の可否を議決する。

(学位授与の時期)

第7条 前条の規定による合格者に対する学位授与の時期は、原則として次のとおりとする。

(1) 博士

イ 標準修業年限内に合格した者（ロ及びハに規定する者を除く。）第3学年末の定められた日

ロ 学則第12条第1項ただし書及び第3項ただし書の規定により合格した者 第1学年末の定められた日。ただし、第2学年又は第3学年で合格した者については合格した日

ハ 学則第12条第2項ただし書の規定により合格した者 第2学年末の定められた日。ただし、第3学年で合格した者については合格した日

ニ その他の者 合格した日

(2) 修士

イ 標準修業年限内に合格した者（ロに規定する者を除く。）第2学年末の定められた日

ロ 学則第11条第1項ただし書の規定により合格した者 第1学年末の定められた日。ただし、第2学年で合格した者については合格した日

ハ その他の者 合格した日

## 第3章 論文提出による学位審査

(論文提出による学位請求の時期及び資格要件)

第8条 規則第6条第2項の規定による博士論文の提出時期は、毎年4月または10月の指定の期日までとする。

2 前項の規定により博士論文を提出して学位を請求することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 徳島大学大学院総合科学教育部博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者

(2) 教育部博士後期課程に1年以上3年未満在学した後退学した者については、所定の年限から在学期間を差し引いた期間に1年を加えた期間以上の研究歴を有する者

(3) 大学院修士課程又は大学院博士前期課程を修了後、原則として5年以上の研究歴を有する者

(4) 大学又は旧制の専門学校を卒業後、原則として8年以上の研究歴を有する者

(5) 短期大学又は工業高等専門学校を卒業後、原則として10年以上の研究歴を有する者

(6) 前各号のほか、教育部教授会において、学位請求の資格を有すると認めた者

3 前項の研究歴とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 大学の専任教員として研究に従事した期間

(2) 大学院の学生として在学した期間

- (3) 大学院の研究生として研究に従事した期間
- (4) 官公庁、会社等において研究に従事した期間
- (5) その他教育部教授会において認めた期間

(論文提出による学位請求の提出手続き)

第9条 論文提出による学位を請求しようとする者は、あらかじめ教育部教授会の承認を受けて次の各号に掲げる書類を教育部長に提出するものとする。ただし、第3号から第7号までの書類については、別に審査用として必要部数を添付するものとする。

- (1) 学位申請書 (様式3) 1部
- (2) 学位申請調書 (様式4) 1部
- (3) 履歴書 (様式5) 1部
- (4) 論文目録 (様式6) 1部
- (5) 博士論文 1部
- (6) 論文内容要旨 和文 1,000～1,500字 (様式7) 1部
- (7) 参考論文のあるときは、当該論文 (公刊予定のものは、受理証明書を添えた投稿原稿の写し) 各1部
- (8) 共著者の承諾書 (様式8) 共著者 各1部
- (9) 最終学歴の卒業 (修了) 証明書 1部
- (10) 写真 (手札型、脱帽、上半身) 最近6月以内に撮影したもの。 1枚
- (11) 学位論文審査手数料
- (12) 誓約書 (様式12) 1部

(論文審査委員会)

第10条 学位論文が受理されたときは、教育部教授会は、申請者ごとに論文審査委員会を組織し、論文審査及び試問の実施を付託する。

(論文提出による論文審査等の実施)

第11条 論文審査委員会は、論文審査及び試問を行い、その結果を文書により教育部長に報告する。

2 前項の文書は、論文審査の結果の要旨 (様式9) 及び試問結果報告書 (様式11) とする。

(論文審査等の議決)

第12条 教育部教授会は、論文審査委員会による論文審査及び試問の結果の報告に基づき審議の上、担当者の投票により学位授与の可否を議決する。

(学位授与の時期)

第13条 前条の規定による合格者に対する学位授与の時期は、合格した日とする。

第4章 雑則

(実施細目)

第14条 この細則に定めるもののほか、学位審査に関し必要な細目は、その都度教育部教授会が定める。

附則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

#### 様式1

平成 年 月 日
徳島大学長 殿
署名
学位申請書
このたび、徳島大学学位規則第6条第1項の規定に基づき、博士の学位論文の審査及び最終試験を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。
(指導教員氏名 印)

#### 様式2

平成 年 月 日
徳島大学長 殿
署名
学位申請書
このたび、徳島大学学位規則第6条第4項の規定に基づき、学位論文の審査及び最終試験を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。
(指導教員氏名 印)

#### 様式3

平成 年 月 日
徳島大学長 殿
署名
学位申請書
このたび、徳島大学学位規則第6条第2項の規定に基づき、博士の学位を請求したいので学位論文の審査及び最終試験を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。
(指導教員氏名 印)

様式4

学位申請調書

- 1 申請者氏名
- 2 博士論文題目
- 3 博士論文指導者 所属職名  
氏名
- 4 博士論文作成（研究）場所及び当時の身分
- 5 現在の勤務先及び職名
- 6 紹介教員（徳島大学大学院総合科学教育部研究指導担当教員）  
氏名
- 7 通信連絡先

様式7

論文内容要旨

報告番号	甲 乙 学 心	総 修 第 号	氏名	
学位論文題目				
内容要旨 博士論文 和文1,000字～1,500字 修士論文 和文600字～1,000字				

様式5

履 歴 書

報告番号	甲 乙 学 心	総 修 第 号	氏名	
(ふりがな) 氏名		生年 月日	昭和 年 月 日	男 女
本籍 (都道府県名)				
現住所				
学歴				
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
研究歴				
		年	月	日
職歴				
		年	月	日
賞罰				
上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 署名				
注 学歴は、高等学校卒業以後について記入すること。				

様式8

共著者の承諾書

平成 年 月 日

徳島大学大学院総合科学教育部長 殿

共著者氏名 印  
所属職名

博士論文題目「  
共著論文  
平成 年 月 発行 雑誌第 巻 号 ページに発表済  
上記共著論文を 氏が徳島大学に申請する博士の学位論文の参考論文（主論文）として使用することに異議ありません。  
なお、将来においても博士論文として他に使用しません。  
また、同氏が提出する学位論文の本文全体を徳島大学機関リポジトリで公表することに  
同意します。  
同意しません。（どちらかにチェックを入れてください。）

(注)

- 1 学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき、平成25年4月以降に学位を授与される学位論文は、原則として当該博士の学位を授与する大学の機関リポジトリにより、その全文を公表することが定められています。
- 2 上記1の理由により、万が一チェックに不備がある場合は、学位論文の本文全体の機関リポジトリ公表に同意いただいたものと判断させていただきます。
- 3 雑誌発表に伴い共著論文の著作権が出版社等に移動している場合は、現著作権者の意向を尊重させていただきます。

様式6

論 文 目 録

報告番号	甲 乙 学 心	総 修 第 号	氏名	
学位論文題目				
論文の目次				
備考				
1 論文題目は、用語が英語以外の外国語のときは日本語訳を付けて、外国語、日本語の順に列記すること。				
2 参考論文は、論文題目、著者名、公開の方法及び時期を順に明記すること。				
3 参考論文は、博士論文の場合に記載すること。				

様式9

論文審査の結果の要旨

報告番号	甲 乙 学 心	総 修 第 号	氏名	
審査委員		主 査 副 査 副 査		
学位論文題目				
審査結果の要旨				

様式10

最終試験報告書			
報告番号	甲 乙 学 心	総 修 第 号	氏名
実施年月日		平成 年 月 日	
試験方法		口頭	
試験結果の要旨			
決定（該当を○で囲む。）			
主 査 氏 名		印	
副 査 氏 名		印	
副 査 氏 名		印	

様式11

試問結果報告書			
報告番号	乙	総 修 第 号	氏名
実施年月日		平成 年 月 日	
試験方法 専門科目 外国語(英語)		口頭 筆答	
試問の結果の要旨			
決定（該当を○で囲む。）			
主 査 氏 名		印	
副 査 氏 名		印	
副 査 氏 名		印	

様式12

<h2 style="margin: 0;">誓 約 書</h2> <p style="margin: 10px 0 0 0;">平成 年 月 日</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">徳島大学長 殿</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">学位申請者氏名（自署） 学位申請論文名</p> <p style="margin: 20px 0 0 0;">私は、博士（学術）の学位申請にあたり、研究倫理に関する諸規範を遵守し、データ及び調査結果等の捏造、改ざん、盗用及び論文の二重投稿等研究不正をしていないことを誓約します。</p>
<p style="text-align: center; margin: 0;">研究指導教員 確認</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">剽窃防止ソフトを用い上記論文を調査するとともに、上記論文に研究不正がないことを確認しました。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 0;">所 属 研究指導教員（自署）</p>

# 徳島大学大学院総合科学教育部の博士学位 審査に関する内規

平成21年4月1日  
大学院総合科学教育部長制定

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この内規は、徳島大学大学院総合科学教育部学位規則実施細則(以下「細則」という。)第14条の規定に基づき、徳島大学大学院総合科学教育部(以下「教育部」という。)における博士学位審査に必要な細目を定めるものとする。

## 第2章 課程修了による学位審査

(予備審査)

第2条 細則第2条第1項に規定する時期に課程博士の学位論文を提出しようとする者は、細則第3条第1項の規定により、あらかじめ教育部教授会による予備審査を受け、承認を得るものとする。

(予備審査の申請書類)

第3条 予備審査を申請する者は、指導教員の承認を得て、次の各号に掲げる書類を教育部長に提出するものとする。ただし、第2号及び第3号の書類については、予備審査委員会の委員(審査協力者を含む。)が3人を超える場合は、その委員の数の部数とする。

- |                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 予備審査申請書(様式1)                    | 1部  |
| (2) 学位論文の内容梗概                       | 3部  |
| (3) 参考論文(学術雑誌に投稿中のものは、その原稿の写し)(様式3) | 各3部 |

(予備審査の申請時期)

第4条 予備審査の申請時期は、予定されている学位論文提出時期の3月以前とする。

(予備審査の付託)

第5条 教育部長は、予備審査の申請があったときは申請者ごとに予備審査委員会を組織し、学位論文の審査の請求に値するか否かを決定するための予備審査を付託する。

(予備審査委員会)

第6条 予備審査委員会は、教育部研究指導担当教員のうちから、申請者の指導教員を含めて選出された3人以上の委員によって構成する。ただし、必要があるときは、本学大学院の教育部担当の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力(予備審査委員に加わることを含む。)を求めることができる。

- 予備審査委員会に委員の互選による委員長を置き、委員長は予備審査委員会の総括を行う。
- 予備審査委員会は、予備審査を付託された日から1月以内に、学位論文の審査の請求に値するか否かを決定し、委員長はその結果を教育部教授会に報告する。

(予備審査の議決と結果の通知)

第7条 教育部教授会は、予備審査委員会委員長の報告に基づき、学位論文の審査の請求に値するか否かを審議の上議決し、教育部長はその結果を速やかに申請者に通知する。

(課程博士の学位論文の提出時期)

第8条 課程博士の学位論文を提出する時期は、博士後期課程の各学年の1月又は7月の指定の期日までとする。第15条で定める単位修得退学後3年以内の者についても同様とする。

(参考論文)

第9条 細則第3条第1項第6号の参考論文とは、申請者によって執筆され、学位論文の主要な内容が記述された公刊論文又は公刊されることが証明された論文原稿をいう。

2 前項の参考論文には、原則として、学位申請者が主として寄与した研究成果を申請者自身が執筆し、権威ある学術雑誌に投稿して査読の結果、掲載が認められた主論文もしくは著書(分担執筆を含む)が1報以上あることを必要とする。

3 公刊論文として、さらに数編程度の副論文があることが望ましい。

4 主論文が学位申請者を含む複数の著者によって執筆された共著論文の場合には、その論文の成果が主として学位申請者が寄与したものであり、主要部分が申請者によって執筆されたものであることを、すべての共著者が署名捺印の上証明する細則第3条第1項第7号の承諾書の提出を必要とする。なお、指導教員が論文提出について共著者の承諾を得ている場合は、承諾確認書(細則様式3)をもってこれに代えることができる。

(主論文)

第10条 主論文は、ただ1人の学位論文に用いられるものでなければならない。そのため、学位申請者の単著又は筆頭著者であることが望ましいが、特別な事情によってそうでない場合には、前条の承諾書又は承諾確認書を提出させるとともに、審査委員はその事情を教育部教授会で説明するものとする。

(副論文)

第11条 副論文とは、学位申請者が参加した研究の成果を執筆した同種の公刊論文をいう(単著又は筆頭著者であることを問わない)。申請者が筆頭著者として執筆し、著者自身が発表した国際会議論文なども含む。

(審査委員会)

第12条 細則第4条に規定する審査委員会は、申請者の指導教員を含めて選出された3人以上(教育部教授会構成員の3人を含む。)の委員によって構成する。ただし、必要があるときは、学位論文の審査等に当たって、本学大学院の教育部担当の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力(審査委員に加わることを含む。)を求めることができる。

2 審査委員会に審査委員主査(以下「主査」という。)を置き、主査は審査委員会の総括を行う。ただし、主査に指導教員を選出することはできない。

(学位論文の公聴会)

第13条 論文審査の段階において、審査委員会は、学位論文の公聴会を開催するものとする。

2 主査は、学位論文の公聴会の開催日を、原則として開催日の1週間前までに申請者に通知するとともに、関係教室等への掲示をもって公示するものとする。

(最終試験)

第14条 細則第5条第1項の最終試験は、口頭による専門科目試験とする。

(単位修得退学者の取扱い)

第15条 徳島大学大学院総合科学教育部博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得後退学した者は、退学後3年以内であれば課程博士の学位審査を受けることができる。

### 第3章 論文提出による学位審査

(論文提出による予備審査)

第16条 細則第8条第1項に規定する論文提出による学位審査を申請しようとする者は、細則第9条の規定により、あらかじめ教育部教授会による予備審査を受け、承認を得るものとする。

(紹介教員)

第17条 申請者は、論文内容に関連ある研究分野の教育部研究指導担当教員を紹介教員として選ぶものとする。

(論文提出による予備審査の申請書類)

第18条 論文の予備審査を申請する者は、紹介教員の承認を得て、次の各号に掲げる書類を教育部長に提出するものとする。ただし、第2号及び第3号の書類については、予備審査委員会の委員(審査協力者を含む。)が3人を超える場合は、その委員の数の部数とする。

- (1) 論文予備審査申請書(様式予2) 1部
- (2) 学位論文の内容梗概 3部
- (3) 参考論文(学術雑誌に投稿中のものは、その原稿の写し) 各3部
- (4) 履歴書
- (5) 最終学歴の卒業又は修了証明書

(論文提出による予備審査の申請時期)

第19条 予備審査の申請時期は、予定されている学位論文提出時期の3月以前とする。

(論文提出による予備審査の付託)

第20条 予備審査の申請があったときは、教育部長は教育部教授会に付議し、申請者ごとに論文予備審査委員会を組織し、学位論文の審査の請求に値するか否かを決定するための予備審査を付託する。

(論文予備審査委員会)

第21条 論文予備審査委員会は、教育部研究指導担当教員のうちから、紹介教員を含めて選出された3人以上の委員によって構成する。ただし、必要があるときは、本学大学院の教育部担当の教員又は他の大学院等若しくは研究所の教員等の協力(論文予備審査委員に加わることを含む。)を求めることができる。

2 論文予備審査委員会に委員の互選による委員長を置き、委員長は論文予備審査委員会の総括を行う。

3 論文予備審査委員会は、予備審査を付託された日から1月以内に、学位論文の審査の請求に値するか否かを決定し、委員長はその結果を教育部教授会に報告する。

(論文予備審査の議決と結果の通知)

第22条 教育部教授会は、論文予備審査委員会委員長の報告に基づき、学位論文の審査の請求に値するか否かを審議の上議決し、教育部長はその結果を速やかに申請者に通知する。

(論文提出による学位論文の提出時期)

第23条 論文提出による学位論文を提出する時期は、毎年4月又は10月の指定の期日までとする。

(論文提出による博士論文の提出書類)

第24条 細則第8条第2項第1号に該当する者については、細則第9条に規定する書類等のうち第9号及び第10号の書類の提出を要しないものとする。

(論文提出による参考論文)

第25条 細則第9条第7号の参考論文とは、申請者によって執筆され、学位論文の主要な内容が記述された公刊論文又は公刊されることが証明された論文原稿を

いう。

2 前項の参考論文には、原則として、学位申請者が主として寄与した研究成果を申請者自身が執筆し、権威ある学術雑誌に投稿して査読の結果、掲載が認められた主論文もしくは著書(分担執筆を含む)が3報以上あることを必要とする。

3 公刊論文として、さらに数編程度の副論文があることが望ましい。

4 主論文が学位申請者を含む複数の著者によって執筆された共著論文の場合には、その論文の成果が主として学位申請者が寄与したものであり、主要部分が申請者によって執筆されたものであることを、すべての共著者が署名捺印の上証明する細則第9条第8号の承諾書の提出を必要とする。

5 主論文及び副論文については、それぞれ第10条及び第11条の規定を準用する。

(論文審査委員会)

第26条 細則第10条に規定する論文審査委員会は、紹介教員を含めて選出された3人以上(教育部教授会構成員の3人を含む。)の委員によって構成する。ただし、必要があるときは、学位論文の審査に当たって、本学大学院の教育部担当の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力(論文審査委員に加わることを含む。)を求めることができる。

2 審査委員会に審査委員主査(以下「主査」という。)を置き、主査は審査委員会の総括を行う。ただし、主査に紹介委員を選出することはできない。

(論文提出による学位論文の公聴会)

第27条 論文審査の段階において、論文審査委員会は、学位論文の公聴会を開催するものとする。

2 主査は、学位論文の公聴会の開催日を、原則として開催日の1週間前までに申請者に通知するとともに、関係教室等への掲示をもって公示するものとする。

(試問)

第28条 細則第11条第1項の試問は、専門科目については口頭で、外国語については筆答で行う。

2 外国語の試問は、英語について行う。

3 外国語の主論文又は申請者自身が発表した国際会議論文がある場合には、外国語の試問は免除する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

様式予1

平成 年 月 日

徳島大学大学院総合科学教育部長 殿

署 名 .....

予 備 審 査 申 請 書

このたび、徳島大学大学院総合科学教育部の博士学位審査に関する内規第2条の規定に基づき、予備審査を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。

修士論文審査委員に関する申合せ

－平成21年2月10日研究科委員会承認－

1. 審査委員（主査1人，副査2人）になることができる者は指導教員とする。ただし，特別な事情がある場合は副査のうち1人を授業担当教員とすることができる。
2. 主査は論文指導を行った指導教員とする。
3. 論文指導を行った指導教員が複数である場合は，そのうち2人までを主査又は副査にすることができる。
4. 主査は2人の副査を推薦するものとする。

様式予2

平成 年 月 日

徳島大学大学院総合科学教育部長 殿

署 名 .....

論 文 予 備 審 査 申 請 書

このたび、徳島大学大学院総合科学教育部の博士学位審査に関する内規第16条の規定に基づき、論文予備審査を実施くださるよう関係書類を添えて申請します。

様式8-2

承 諾 確 認 書

平成 年 月 日

徳島大学大学院総合科学教育部長 殿

指導教員氏名 印

学位論文申請者氏名  
博士論文題目「 \_\_\_\_\_ 」  
共著論文  
共著者名  
平成 年 月 発行 雑誌第 巻 号 ページに発表済

上記共著論文を \_\_\_\_\_ 氏が徳島大学に申請する博士の学位論文の参考論文（主論文）として使用することについて、全共著者から異議がないこと及び将来においても博士論文として他に使用しないことを確認しております。

また、同氏が提出する学位論文の本文全体を徳島大学機関リポジトリで公表することについては、以下の通り確認しております。  
(どちらかにチェックを入れてください)

全共著者の承諾を得ています。  
 一部又は全共著者の承諾を得られていません。

(注) 学位論文の本文全体を徳島大学機関リポジトリで公表することに係る承諾を得る際には、必ず次の事項を共著者にお伝えください。

- 1 学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき、平成25年4月以降に学位を授与される学位論文は、原則として当該博士の学位を授与する大学の機関リポジトリにより、その全文を公表することが定められていること。
- 2 上記1の理由により、承諾しないことの明確な意思表示がない場合には、学位論文の本文全体の機関リポジトリ公表に同意いただいたものと判断させていただきます。
- 3 雑誌発表に伴い共著論文の著作権が出版社等に移動している場合は、現著作権者の意向を尊重すること。

## 徳島大学大学院総合科学教育部博士前期課程 学位論文審査基準

### 地域科学専攻・臨床心理学専攻

修士の学位論文は、次に掲げる点を総合的に考慮し、かつ、審査対象者が学位申請を行った分野の研究者として研究活動を行い、又はその他専門的な業務に従事するに必要な倫理観、技術力、研究能力及びその基礎となる学識を有していると認められる場合に合格とする。

- 1 研究の動機、および意義  
研究テーマ及び問題設定に学術的及び社会的意義があると認められること。
- 2 他の諸研究の状況及び本研究との関連  
先行研究と関連づけつつ、研究テーマ及び問題設定に対して適切な研究方法を実践していること。
- 3 本研究における独自性・独創性  
研究テーマ及び問題設定、分析方法、結論等に独創性が認められること。
- 4 本研究の成果とその評価について  
当該研究領域の発展に貢献する学術的価値が認められること。
- 5 今後の発展性  
専門的な業務に従事するに必要な倫理観、技術力、研究能力及びその基礎となる学識を有すると認められ、社会的活動が期待できること。

## 徳島大学大学院総合科学教育部博士後期課程 学位論文審査基準

### 地域科学専攻

博士の学位論文は、次に掲げる点を総合的に考慮し、かつ、審査対象者が学位申請を行った分野の研究者として自立して研究活動を行い、又はその他高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有していると認められる場合に合格とする。

- 1 研究テーマ・問題設定の妥当性  
研究テーマ及び問題設定に独創性や新規性があり、学術的及び社会的意義があると認められること。
- 2 研究方法の妥当性  
研究テーマについて、適切に先行研究と関連づけつつ、問題設定に対してふさわしい研究方法を実践していること。
- 3 結論の妥当性  
結論がそれまでの展開を踏まえて論理的且つ明確に導き出されていること。
- 4 独創性・オリジナリティ  
研究テーマ及び問題設定、分析方法、結論等に注目すべき独創性が認められること。
- 5 社会又は学会等への貢献  
社会への貢献が期待され、又は当該研究領域の発展に貢献する学術的価値が認められること。
- 6 総合力  
高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の倫理観、技術力、研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有すると認められ、研究者として自立して研究活動を行うことができること。

徳島大学大学院総合科学教育部（博士前期課程）  
地域科学専攻において優れた研究業績を上げた  
者の期間短縮修了に関する要項

（目的）

第1条 この要項は、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）第11条第1項ただし書の規定に基づき、徳島大学大学院総合科学教育部（博士前期課程）地域科学専攻における優れた業績を上げた者の修了年限短縮の認定に関し、必要な事項を次のとおり定める。

（認定申請の時期）

第2条 認定申請を行う時期は、徳島大学大学院総合科学教育部学位規則実施細則第2条第2項及び同条ただし書きに定める修士論文の提出時期の3か月前までとする。

（認定の基準）

第3条 期間短縮修了の認定は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する場合に行うことができる。

- (1) 当該分野が定める要件を満たしていること。
- (2) 当該分野の学生が期間短縮修了を希望していること。

（認定の手続）

第4条 期間短縮修了を希望する者は期間短縮修了希望願書（別紙様式1）を所属する教育部教務・入学試験委員会分野小委員会委員長（以下「分野委員長」という。）に提出するものとする。

2 分野委員長は、前項の提出を受けて分野小委員会を開き、申請者が前条に定める基準を満たしていることを確認した上で、期間短縮修了者推薦書（別紙様式2）を徳島大学大学院総合科学教育部長（以下「教育部長」という。）に提出するものとする。

（審査結果の決定）

第5条 教育部長は前条の申請を受理したときは、学則第11条第1項ただし書きに規定する優れた研究業績を上げた者の認定審査を教育部教務・入試委員会に付託する。

2 教育部教務・入学試験委員会は付託された前項の申請について審議し、認定の可否について教育部長に報告する。

3 教育部長は、前項の報告に基づき認定の可否を決定する。

4 教育部長は、前項の規定により、認定を可決されたものに対し、修士論文審査の申請を許可する。

（疑義解釈）

第6条 この要項の実施に関し、疑義が生じた場合は、教育部教務・入学試験委員会において解釈する。

（要項の改廃）

第7条 この要項の改廃は、教育部教務・入学試験委員会及び徳島大学大学院総合科学教育部教授会の議を経なければならない。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から実施し、平成23年度入学者から適用する。

各分野（博士前期課程）において優れた業績を上げた者の  
期間短縮修了に関する要件

分野	要件
地域創生	業績が優れており、かつ、次の各号の一つに該当することを分野小委員会で認められれば、徳島大学大学院学則第11条第1項ただし書きの規定に基づき、在学期間に関しては、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。 (1) 権威ある学術雑誌に主著者として投稿し、査読の結果受理された論文が1編以上あること。 (2) 発表した、又は発表予定の国際会議論文があること。 (3) 権威あるコンクールに入選した作品があること。 (4) 学会活動等で顕著な活動が認められていること。 (5) その他、顕著な業績をあげていること。
環境共生	業績が優れており、かつ、次の各号の一つに該当することを分野小委員会で認められれば、徳島大学大学院学則第11条第1項ただし書きの規定に基づき、在学期間に関しては、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。 (1) 権威ある学術雑誌に主著者として投稿し、査読の結果受理された論文が1編以上あること。 (2) 発表した、又は発表予定の国際会議論文があること。 (3) 学会活動等で顕著な活動が認められていること。 (4) その他、顕著な業績をあげていること。
基盤科学 (文系)	業績が優れており、かつ、次の各号の一つに該当することを分野小委員会で認められれば、徳島大学大学院学則第11条第1項ただし書きの規定に基づき、在学期間に関しては、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。 (1) 権威ある学術雑誌に主著者として投稿し、査読の結果受理された論文が在学中に1編以上あること。 (2) その他、顕著な業績をあげていること。
基盤科学 (理系)	業績が優れており、かつ、次の各号の一つに該当することを分野小委員会で認められれば、徳島大学大学院学則第11条第1項ただし書きの規定に基づき、在学期間に関しては、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。 (1) 権威ある学術雑誌に主著者として投稿し、査読の結果受理された論文が1編以上あること。 (2) 発表した、又は発表予定の国際会議論文があること。 (3) 学会活動等で顕著な活動が認められていること。 (4) その他、顕著な業績をあげていること。

様式 1

平成 年 月 日

期間短縮修了希望願書（博士前期課程）

総合科学教育部長 殿

所 属 博士前期課程地域科学専攻  
分野 年次  
氏 名 印

私は、徳島大学大学院学則第 11 条第 1 項ただし書きによる修了を希望します。

なお、期間短縮修了の要件に該当する業績については、共著者が博士論文として使用しないことを確認しております。

様式 2

平成 年 月 日

期間短縮修了者推薦書（博士前期課程）

総合科学教育部長 殿

教育部教務・入学試験委員会分野小委員会委員長  
氏 名 印  
指導教員  
氏 名 印

下記の者は、徳島大学大学院総合科学教育部（博士前期課程）において優れた業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項第 3 条に規定する認定基準を満たしていると認め、同要項第 4 条の規定に基づき推薦します。

記

入学時期	所 属	氏 名
平成 年 月	博士前期課程地域科学専攻 分野 年次	
推薦理由		

## 徳島大学大学院総合科学教育部（博士後期課程） において優れた研究業績を上げた者の期間短縮 修了に関する要項

（目的）

第1条 この要項は、徳島大学大学院学則（平成7年規則第1181号）第12条第1項ただし書、同条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の規定に基づく、徳島大学大学院総合科学教育部（博士後期課程）における優れた研究業績を上げた者の修了年限短縮の認定に関し、必要な事項を次のとおり定める。

（認定申請の時期）

第2条 認定申請を行う時期は、徳島大学大学院総合科学教育部の博士学位に関する内規（以下「内規」という。）第4条に定める学位論文予備審査の申請の1か月前までとする。

（認定基準）

第3条 研究業績が優れており、権威ある学術雑誌に投稿し、査読の結果受理された主論文が3編以上あり、かつ、次の各号の一に該当する者について、認定を行うものとする。

- (1) 本人自身が発表した、又は発表予定の国際会議論文があること。
- (2) 学会から本人自身の研究に対して論文賞などを受賞していること。
- (3) 共同研究プロジェクト等に貢献していること。
- (4) 学会活動等での顕著な活躍が認められていること。
- (5) 日本学術振興会特別研究員に採用され、又は採用予定であること。
- (6) その他、顕著な研究業績を上げていること。

（認定手続き）

第4条 指導教員は、前条に定める基準を満たす者があ  
る場合は、期間短縮修了者推薦書（別紙様式1）に内  
規第3条第2号及び第3号に定める書類を添付し、徳  
島大学大学院総合科学教育部長（以下「教育部長」と  
いう。）あて申請するものとする。

（認定審査の付託）

第5条 教育部長は、前条の申請を受理したときは、当  
該申請に係る認定審査を教育部教務・入学試験委員会  
へ付託する。

（審査委員会の設置）

第6条 教育部教務・入学試験委員会は、前条の付託を  
受けたときは、第2条に規定する優れた研究業績を上  
げた者の認定に関し、審査委員会を設置する。

（審査委員会の組織）

第7条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって  
組織する。

- (1) 博士後期課程小委員会委員長
  - (2) 教育部教務・入学試験委員会の博士後期課程担当  
の委員 1名
  - (3) 研究指導教員から博士後期課程小委員会委員長が  
指名する教員 1名
- 2 審査委員会に委員長を置き、その選出は委員の互選とする。
- 3 委員長は、第1項の委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（審査及び結果の報告）

第8条 教育部教務・入学試験委員会は、審査委員会の  
結論に基づく審議を博士後期課程小委員会に付託し、

その審議の結果を承認する。

2 教育部教務・入学試験委員会委員長は、前項の結果  
を教育部長へ報告するものとする。

（審査結果の決定）

第9条 教育部長は、前条の報告に基づき、第2条に規  
定する優れた研究業績を上げた者の認定の可否を決定  
する。

2 教育部長は、前項の規定により、認定を可決された  
者に対し、博士論文予備審査の申請を許可する。

（疑義解釈）

第10条 この要項の実施に関し、疑義が生じた場合は、  
博士後期課程小委員会に解釈を付託し、その結果を教  
育部教務・入学試験委員会において承認する。

（要項の改廃）

第11条 この要項の改廃は、教育部教務・入学試験委  
員会及び徳島大学大学院総合科学教育部教授会の議を  
経なければならない。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から実施し、平成22  
年度入学者から適用する。

様式1

平成 年 月 日		
期間短縮修了者推薦書（博士後期課程）		
総合科学教育部長 殿		
指導教員 氏 名		印
下記の者は、徳島大学大学院総合科学教育部（博士後期課程）にお いて優れた業績を上げた者の期間短縮修了に関する要項第3条に規 定する認定基準を満たしていると認め、同要項第4条の規定に基づ き推薦します。		
記		
入学時期	所 属	氏 名
平成 年 月	博士後期課程 地域科学専攻 年次	
推薦理由		

# 徳島大学大学院総合科学教育部における長期にわたる教育課程の履修に関する規則

平成21年4月1日  
総合科学教育部長制定

## (趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）第9条の4第2項の規定に基づき、徳島大学大学院総合科学教育部（以下「教育部」という。）における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (資格)

第2条 修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる者（以下「長期履修学生」という。）は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 職業を有する者で、かつ、所属長の承諾を得た者
- (2) その他教育部長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、在学期間が、博士前期課程の学生にあっては1年、博士後期課程の学生にあっては2年を超える者は、第5条に定める申請をすることができない。

## (長期履修の期間)

第3条 長期履修できる期間は、学則第5条に規定する在学期間以内とする。

2 長期履修学生が在学中、長期履修学生として認められた期間の変更をする場合は、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

## (教育課程の編成)

第4条 長期履修学生に係る教育課程の編成は、教育部が定めた履修基準を弾力的に運用するものとし、長期履修学生に限定した教育課程の編成は行わないものとする。

## (申請手続)

第5条 長期履修を希望する者は、所定の申請書を別に定める期日又は期間内に提出しなければならない。

## (審査手続)

第6条 教育部教務・入学試験委員会は、申請書類及び面談により審査し、その結果を教育部長に報告するものとする。

2 教育部長は、教育部教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

## (雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、教育部教授会の議を経て教育部長が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 様式1

長期履修申請書			
平成 年 月 日			
徳島大学長 殿			
総合科学教育部博士 課程 専攻			
学生番号			
署 名			
下記のとおり長期にわたる教育課程の履修を希望したので申請します。			
記			
	平成 年 月入学	平成 年 月修了予定	修業予定年数 年 ヶ月
申請理由			
履修計画			
※勤務先の所属長の承諾書を添付すること。			
			指導教員署名

## 様式2

長期履修期間短縮申請書			
平成 年 月 日			
徳島大学長 殿			
総合科学教育部博士 課程 専攻			
学生番号			
署 名			
下記のとおり長期にわたる教育課程の履修の期間短縮をしたいので申請します。			
記			
	平成 年 月入学	平成 年 月修了予定	修業予定年数 年 ヶ月
短縮理由			
履修計画			
許可済みの長期履修期間			
	平成 年 月入学	平成 年 月修了予定	修業予定年数 年 ヶ月
			指導教員署名

## 徳島大学大学院総合科学教育部における長期にわたる教育課程の履修に関する規則の申合せ

平成21年4月1日  
総合科学教育部長制定

この申合せは、徳島大学大学院総合科学教育部における長期にわたる教育課程の履修に関する規則（以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、徳島大学大学院総合科学教育部（以下「教育部」という。）における長期履修に関し必要な事項を定めるものとする。

1. 規則第5条の「別に定める期日又は期間内」とは、次の各号のとおりとする。
  - (1) 入学時から長期履修を希望する者 入学手続き日
  - (2) 在学生 前期から長期履修を希望する者にあつては、10月1日から2月末日の期間、後期から長期履修を希望する者にあつては、4月1日から8月末日の期間。
2. 長期履修学生が規則第3条第2項に規定する期間の変更を希望する場合、その所属する分野において、原則として変更する6か月前までに申請書類及び面談による審査を行う。審査については、第3項の規定を準用する。なお、期間の変更は短縮のみとし、延長については認めないものとする。
3. 規則第6条第1項に規定する審査は、指導教員及び地域科学専攻の研究指導分野又は臨床心理学専攻の教育部教務・入学試験委員会委員が行い、結果を教育部教務・入学試験委員会に報告する。（ただし、両者が同一の場合は、指導教員及び研究指導分野の他の教員が行うものとする。）  
教育部教務・入学試験委員会は、報告に基づき判定し、その結果を教育部長に報告するものとする。

### 附 則

この申合せは、平成21年4月1日から適用する。

### 附 則

この申合せは、平成26年9月11日から実施する。

## 気象警報が発令された場合の休講措置

台風等により、気象警報が徳島市に発令された場合の授業の休講措置は、次のとおりとする。

- (1) 昼間に開講する授業については、午前7時に「暴風警報と大雨警報」、「暴風警報と洪水警報」、「大雪警報」（以下「警報」という。）又は特別警報（波浪特別警報を除く。以下同じ。）が発令中の場合は、午前の授業を休講とする。午前11時に警報又は特別警報が発令中の場合は、午後の授業を休講とする。
- (2) 夜間に開講する授業については、午後4時に警報又は特別警報が発令中の場合は、すべて授業を休講とする。
- (3) 授業開始後に警報が発令された場合は、次の時限以降の授業を休講とする。ただし、特別警報が発表された場合は、直ちに休講とする。
- (4) (1)から(3)に定める以外の場合又は特別な事情がある場合は、総合科学部長が措置を決定する。
- (5) (1)から(4)の措置により休講となった授業は後日に補講する。
- (6) 上記のほか、授業の休講措置に関し必要な事項は、総合科学部長が別に定める。

# 講義室・実験室および教員研究室配置図

〔1階〕

総合科学部1号館

国際教養コース

(服部)(ヘルベルト) (座喜) (オラフ) (吉田文) (熊坂)

1N01 渚水会	1N02 多目的室	1N03 学部図書室 書架		1N04 国際文化 図書	1N05 英語 研究室	1N06 ドイツ語・ 比較文化 研究室	1N07 英語 思想研究室	1N08 研 究室	1N09 日本語 研究 室	1N10 英語 文化 研究室	1N11 応用倫理 学 研究室
-------------	--------------	---------------------	--	--------------------	-------------------	------------------------------	---------------------	-----------------	------------------------	-------------------------	--------------------------

WC	1N12 国際文化 院 生 研究室	1N13 英語 研究室	1N14 国際 文化 研究室	1N15 国際 文化 研究室	1N16 ドイツ語・ 研究 室	1N17 研 究 室	1N18 研 究 室
----	-------------------------------	-------------------	-------------------------	-------------------------	--------------------------	---------------------	---------------------

展示室	(山田)				(井戸) (石田三) (山口裕)						
1W01 学生交流 プラザ	生物資源産業学部・理工学部										
1W02 事務用倉庫											
1W03 非常勤講師 控室											

1M01 機器センター1	1M02 事務 室	1M03 環境 共生 1生	1M04 環境 共生 2生	1M05 環境 共生 3生	1M06 環境 共生 4生	1M07 環境 共生 5生	1M08 環境 共生 6生	WC	1M09 実 験 室 1生	1M10 実 験 室 2生	1M11 博 士 後 期 生 実 験 室 4生
-----------------	-----------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	----	---------------------------	---------------------------	--

WC	1M12 機 器 セン ター 8	1M13 研 究 室	1M14 環 境 共 生 院 生 研 究 室	1M15 環 境 共 生 室	1M16 研 究 室	1M17 研 究 室	1M18 科 学 研 究 室	1M19 研 究 室	1M20 研 究 室	1M21 博 士 後 期 課 程 生 研 究 室 1	1M22 実 験 室 3生	1M23 実 験 室 P2 2生	1M24 博 士 後 期 生 実 験 室 5生
----	---------------------------------	---------------------	---	-------------------------------	---------------------	---------------------	-------------------------------	---------------------	---------------------	---	---------------------------	---------------------------------	--

1W04 学 務 係 資 料 室	(服部) (山下) (横井川) (真壁) (渡部) (山城)										
1W05 書庫	地域創生コース										
1W06 学 務 係											

WC	1S01 事 務 長 室	1S02 学 部 長 室	1S03 研 究 室 2生	1S04 GIS 共 同 利 用 室	1S05 ゼ ミ 1生	1S06 ゼ ミ 2生	1S07 ス ト ー リ ン グ 作 業	WC	1S10 空 間 情 報 学 研 究 室	1S11 事 務 ・ 調 査 資 料 室	1S12 総 合 情 報 学 研 究 室
----	--------------------------	--------------------------	---------------------------	--------------------------------------	----------------------	----------------------	--	----	--	--	--

1S14 印 刷 室 1	1S15 更 衣 室 (男)	1S16 更 衣 室 (女)	1S17 総 務 係	1S18 社 会 学 研 究 室	1S19 社 会 学 研 究 室	1S20 地 域 動 態 論 研 究 室	1S21 文 化 人 類 学 研 究 室	1S22 社 会 学 研 究 室	1S23 社 会 学 研 究 室	1S24 調 査 通 信 室	1S25 研 究 室	1S26 地 域 地 理 学 研 究 室	1S27 日 本 語 学 研 究 室	1S28 地 域 言 語 論 研 究 室
--------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------	------------------------------------	------------------------------------	--	--	------------------------------------	------------------------------------	-------------------------------	---------------------	--	---	--

(上野) (土屋) (内藤直) (高橋) (樋口) (矢部) (豊田) (平井) (岸江) (村上敬)

〔2階〕

国際教養コース

(衣川) (ｽﾀｰｽﾞ) (新田) (葭森) (田中智) (荒武) (田島) (宮澤) (山内) (宮崎) (田久保) (ｽﾀｰｼﾞ) (吉岡) (中島)

2N01 Culture Lounge	2N02 研日 究本 室史	2N03 研応 究用 究言語 室学	2N04 研ア 究ジ 究ア 究思想 室学	2N05 研ア 究ジ 究ア 究室史	2N06 研中 究国 究文 究室学	2N07 研ア 究ジ 究ア 究社会 室学	2N08 研フ 究ラ 究ン 究室学	2N09 研デ 究ミ 究ユ 究ジ 究ク 究室学	2N10 研英 究米 究文 究室学	2N11 研英 究米 究文 究室学	2N12 研英 究米 究文 究室学	2N13 研英 究米 究文 究室学	2N14 研ア 究メ 究リ 究カ 究史 室学	2N15 研英 究語 究室学
------------------------	------------------------	-------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------	---	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--	-------------------------

WC (男女)	2N16 研日 究本 室史	2N17 研日 究本 究文 究室学	2N18 研日 究本 究文 究現 究代 究室学	2N19 研中 究文 究文 究室学	2N20 研考 究古 究室学	2N21 研比 究較 究ド 究イ 究ツ 究語 究室学	2N22 研イ 究ギ 究リ 究ス 究室史	2N23 研ド 究ド 究イ 究ツ 究語 究室史	2N24 研フ 究ラ 究ン 究論 究室学	2N25 研情 究報 究実 究習 究ス 究室学	2N26 研資 究コ 究料 究文 究室学	2N27 研国 究際 究文 究化 究室学	国際文化コース 学生研究室
------------	------------------------	-------------------------------	---	-------------------------------	-------------------------	---	-------------------------------------	---	-------------------------------------	---	-------------------------------------	-------------------------------------	------------------

(桑原恵) (堤) (富塚) (郡) (中村豊) (依岡) (佐久間) (今井晋) (田中佳)

第2会議室

第3会議室

心身健康コース

(坂田) (中川)

2W01	2M01 研教 究育 究方 究法 究室論	2M02 研生 究徒 究指 究導 究室論	2M03 研デ 究サ 究分 究析 究室	2M04 研健 究社 究サ 究イ 究第 究1 究分 究析 究室	2M05 研運 究動 究生 究理 究学 究第 究2 究実 究験 究室	2M06 研ス 究ポ 究ー 究ツ 究健 究康 究増 究進 究ラ 究ポ 究ラ 究ト 究リ 究ー 究室	2M07 研心 究理 究健 究康 究コ 究ー 究ゼ 究ミ 究室	WC	2M08 研運 究動 究生 究理 究学 究第 究1 究実 究験 究室
------	-------------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	--	--	--	--	----	--

ごみ 置場	2M09 研準 究備 究心 究身 究健 究康 究室	2M10 研資 究料 究心 究身 究健 究康 究室	2M11 研社 究ス 究ポ 究ー 究ツ 究研 究究 究室	2M12 研ス 究ポ 究ー 究ツ 究科 究学 究生 究院 究生 究研 究究 究室	2M13 研運 究動 究行 究動 究制 究御 究室	2M14 研心 究理 究学 究研 究究 究ツ 究室	2M15 研ス 究ポ 究ー 究ツ 究研 究健 究康 究体 究力 究学 究究 究室	2M16 研医 究学 究研 究究 究ツ 究室	2M17 研研 究応 究用 究生 究理 究学 究究 究室	2M18 研支 究指 究導 究土 究養 究成 究室	2M19 研前 究室 究ス 究ポ 究ー 究ツ 究科 究学 究実 究験 究室	準備室 ----- 実験室
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------------------

(佐藤充) (荒木) (中塚) (佐竹) (山口鉄) (三浦)

数理学  
コー  
演  
習  
室

数理学  
コー  
情  
報  
実  
習  
室

理工学部

(小野) (中山慎) (宇野) (鍋島) (大沼)

E V	2S01 サ ー バ ー 室 1 学	2S02 ゼ コ 数 理 科 学 1 学	2S03 数 理 科 学 コ ー ス 学 生 実 験 室	2S04 院 コ 数 理 科 学 1 学	2S05 研 究 数 理 科 学 室	2S06 ゼ コ 数 理 科 学 3 学	2S07 研 究 数 理 科 学 室	2S08 研 究 数 理 科 学 室	2S09 研 究 数 理 科 学 室	2S10 研 究 数 理 科 学 室	WC	2S11 数 理 科 学 コ ー ス 図 書 閱 覧 室
-----	---	--	--	--	---	--	---	---	---	---	----	--

2S13 ゼ ミ 室 1 科 合	2S14 ゼ ミ 室 2 科 合	2S15 ゼ ミ 室 1 科 合	2S16 数 理 科 学 コ ー ス 学 生 実 験 室	2S17 ゼ ミ 室 1 科 合	2S18 研 究 数 理 科 学 室	2S19 研 究 数 理 科 学 室	2S20 研 究 数 理 科 学 室	2S21 研 究 数 理 科 学 室	2S22 研 究 数 理 科 学 室	2S23 研 究 数 理 科 学 室	2S24 数 理 科 学 コ ー ス セ ミ ナ ー 室	数 理 科 学 コ ー ス 資 料 室
------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	--	------------------------------------	---	---	---	---	---	---	--	--

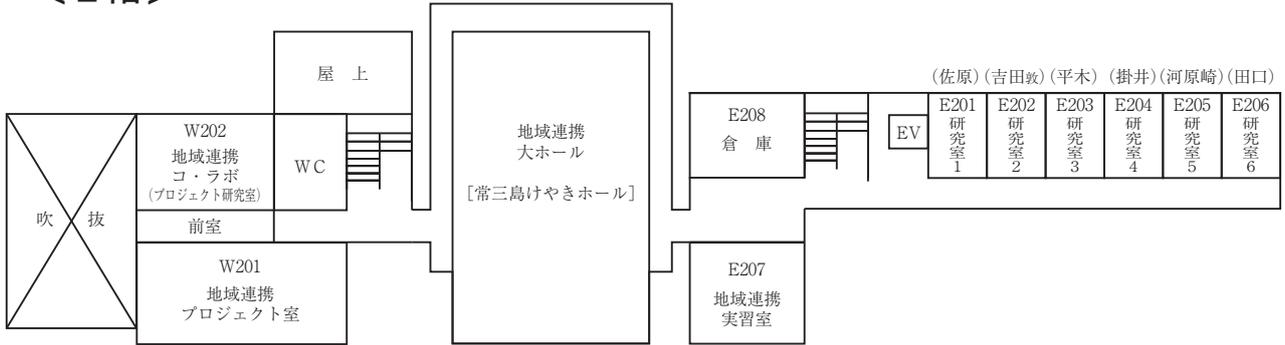
(村上公) (大橋守) (守安) (大湖) (片山) (蓮沼)

〔3階〕

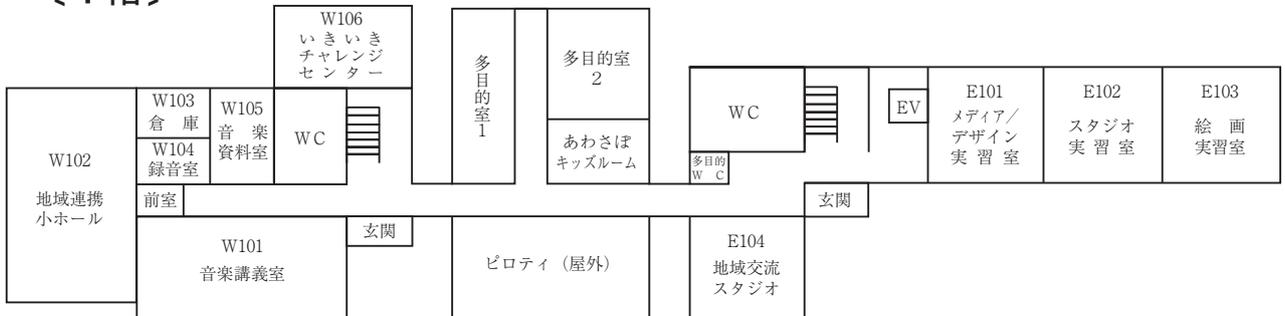
WC (女)	3N01 学 部 ゼミ室 1	3N02 オ ー プ ン ス ペ ー ス 学 生 自 習 室	3N03 学 部 ゼミ室 2	3N04 304講義室	3N05 302講義室	3N06 301講義室									
WC (男)	3W01 英米文学 研 究 室	オ ー プ ン ス ペ ー ス 学 生 自 習 室	3N07 学 部 ゼミ室 3	3N08 305講義室	3N09 303講義室										
3W02 情 報 実 習 室 1	(ギ ユ ン タ ー)														
<b>公共政策コース</b>															
3W03 総 合 科 学 部 就 職 相 談 室	3M01 コ・ラボ室	3M02 社 会 創 生 学 科 ゼミ室 2	3M03 公 共 政 策 コー ス 学 生 ・ 院 生 研 究 室	3M04 ゼ コ 公 共 ミ   政 室 ス 策	3M05 事 コ 公 共 務   政 室 ス 策	3M06 研 地 域 経 済 究 研 究 室 論	WC	3M07 研 商 究 室 法	3M08 共 同 研 究 室 ス 策	3M09 研 経 国 究 済 室 学 際					
			(玉)			(清水)		(水島)							
ご 置 み 場	3M10 教 員 研 究 室 1	3M11 教 員 研 究 室 2	3M12 研 院 教 養 教 究 教 育 室 員 育	3M13 研 院 公 共 政 究 室 生 策	3M14 ゼ 創 社 ミ 生 学 科 会 室 1	3M15 研 経 究 營 室 学	3M16 研 政 国 究 治 室 学 際	3M17 研 経 資 源 環 究 究 境 室 学 境	3M18 研 行 政 究 政 室 学 法	3M19 研 憲 究 法 室 学	3M20 研 財 究 政 室 学	3M21 研 経 マ 究 究 ク 室 学 口	3M22 共 同 研 究 室 ス 策	3M23 研 公 共 政 策 究 室 学	3M24 研 政 環 究 治 室 学 境
3W04 電 気 室	(古 屋)		(松 嶋)			(饗 場)	(眞 弓)	(上 原)	(柴 田)	(石 田 和)	(趙)	(小 田 切)			(栗 栖)
3W05 情 報 実 習 室 2															
E V	3S01 倉 庫 2	3S02 情 報 実 習 室 3	3S03 ゼ 学 ミ 室 5 部	3S04 306講義室	3S05 307講義室	WC (男)	WC (女)	3S06 310講義室							
3S07 技 術 職 員 室	3S08 倉 庫 1	3S10 第 1 会 議 室		3S11 ゼ 学 ミ 室 6 部	3S12 308講義室	3S13 ゼ 学 ミ 室 7 部	3S14 309講義室								
3S09 サ ー バ 室															

## 2 号 館

### 〔2階〕



### 〔1階〕



# 3 号 館

## 〔1 階〕

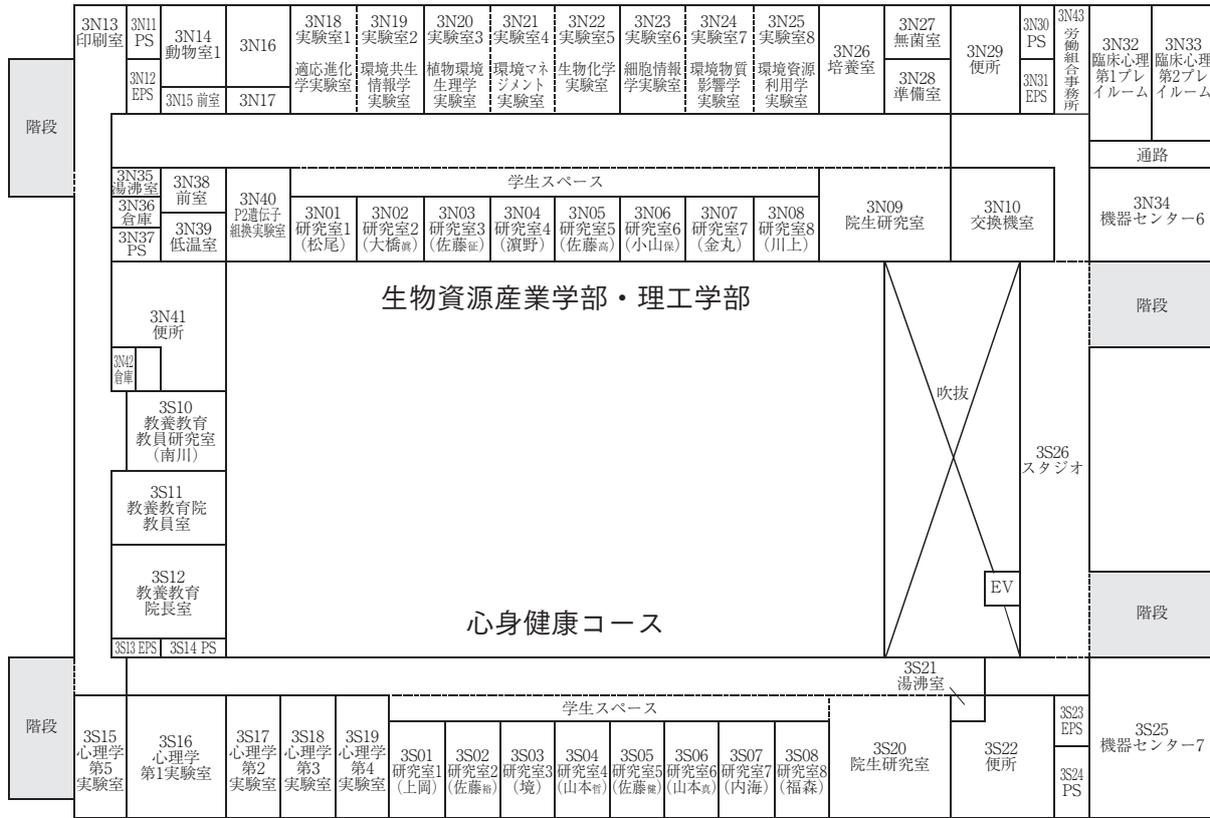
階段	1N1 PS	1N14 電気室	1N15 量子科学実験室	1N16 学生研究室	1N17 物性実験室	1N18 試料作成室	1N19 便所	1N20 PS	1N27 実験室 (物理1)								
	1N2 EPS							1N21 EPS									
1N3 倉庫	1N22 倉庫																
風除室	1N23 湯沸室	1N25 雑誌閲覧室	1N01 研究室1 (伏見)	1N02 研究室 (中山)	1N03 研究室3 (折戸)	1N04 ミーティングルーム	1N05 研究室5 (井澤)	1N06 研究室6 (久田)	1N07 研究室7 (小山晋)	1N08 研究室8 (齊藤)	1N09 研究室9 (真岸)	1N26 工作室	DS	階段			
	1N24 PS		1N28 便所	生物資源産業学部・理工学部											1S11 スタジオ		
	1S01 機器センター2	1S02 機器センター3 NMR		1S03 管理室	教養教育院 学習支援室	EV	階段										
								1S04 電子顕微鏡室 (地学)	1S05 実験室 (化学)	1S06 実験室 (生物)	多目的便所	1S07 便所	1S08 EPS			1S09 PS	1S10 実験室 (物理2)

## 〔2 階〕

階段	2N11 PS	2N14 有機機能性物質化学実験室	2N15 有機合成化学実験室	2N16 物理化学測定室	2N18 試無機調製物室	2N19 測無機化学	2N20 環境化学実験室	2N22 ト原子分光分析室	2N24 便所	2N25 PS	2N41 臨床心理学準備室	2N28 臨床心理学事務室	2N29 臨床心理学面接室1													
	2N12 EPS			2N17 前室	2N21 分析化学実験室	2N23 前室		2N26 EPS		2N27 倉庫	2N30 臨床心理学面接室3	2N31 臨床心理学面接室2														
2N13 倉庫	2N32 湯沸室			2N34 ボンベ前室	2N35 前室	2N01 研究室1 (小笠原)	2N02 研究室2 (中村元)	2N03 研究室3 (三好)	2N04 研究室4 (上野)	2N40-1 院生実験室1	2N40-2 院生実験室2	2N05 研究室5 (山本*)	2N06 研究室6 (今井)	2N07 ミーティングルーム	2N08 研究室8 (山本*)	2N09 学生研究室	2N10 空調機械室	2N38 便所	2N39 倉庫	2S21 職員・教員執務室 (大村)	2S06 機器センター4	2S07 機器センター5 RI室	2S08 EPS	2S09 PS	吹抜	2S20 スタジオ
階段	2S10 化学実験測定室	地球科学資料室	2S01 ミーティングルーム	2S02 研究室2 (青矢)	2S03 研究室3 (村田)	2S04 研究室4 (石田啓)	2S05 研究室5 (西山)	2S11 地球科学学生研究室	2S12 地球科学第1実験室	2S13 地球科学第2実験室	2S14 地球科学第3実験室	2S15 湯沸室	2S16 便所	2S17 EPS	2S18 PS	2S19 実験準備室 (物理・生物)										

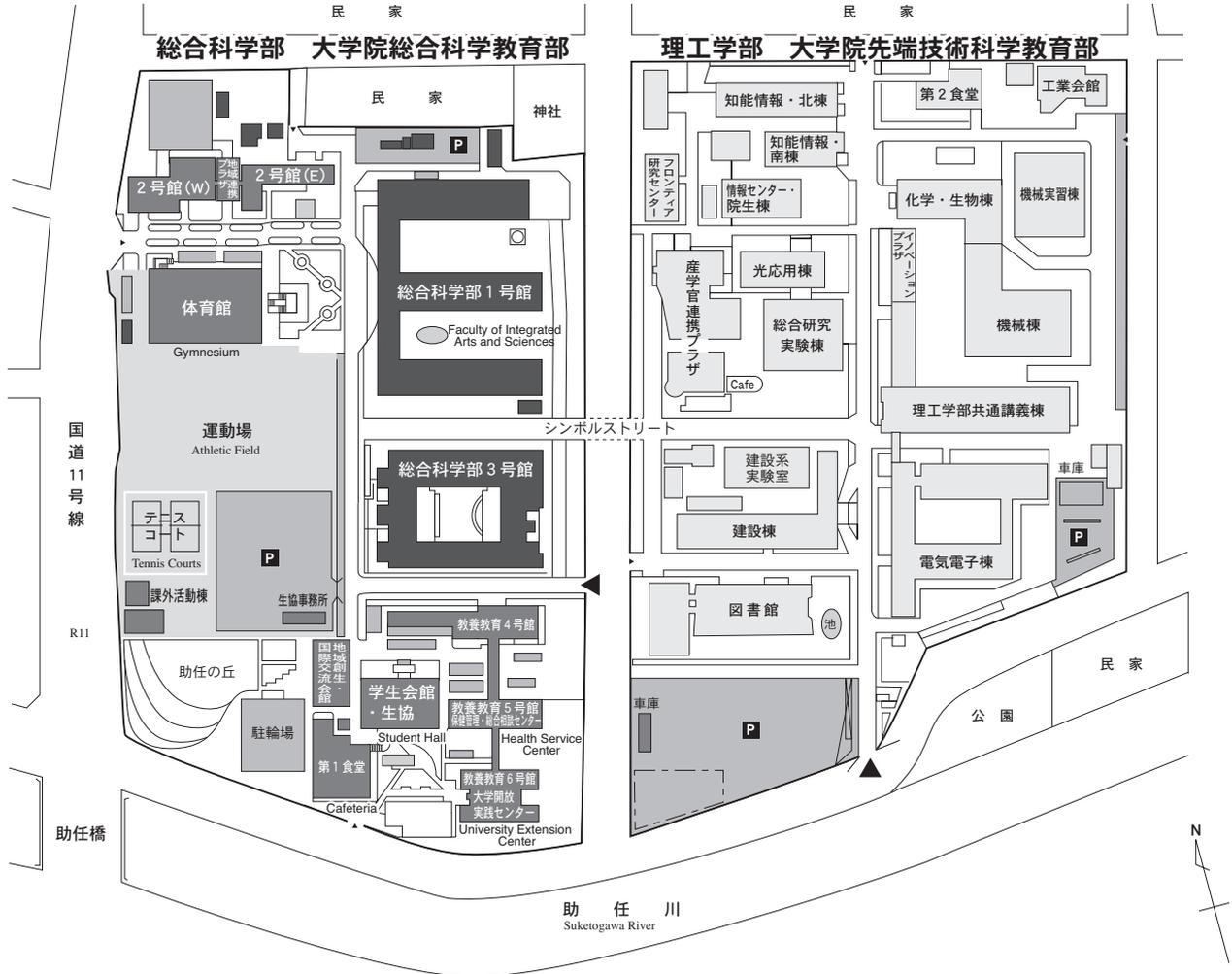
# 3 号 館

## 〔3階〕



# キャンパスマップ

## ● 常三島キャンパス



# 平成 29 年度 総合科学教育部学年暦

	日	月	火	水	木	金	土
							1
	2	3	4	5	6	7	8
4	9	10	11	12	13	14	15
月	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30						

	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13
5	14	15	16	17	18	19	20
月	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			

	日	月	火	水	木	金	土
						1	2
	4	5	6	7	8	9	10
6	11	12	13	14	15	16	17
月	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	

	日	月	火	水	木	金	土
							1
	2	3	4	5	6	7	8
7	9	10	11	12	13	14	15
月	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					

	日	月	火	水	木	金	土
							1
	6	7	8	9	10	11	12
8	13	14	15	16	17	18	19
月	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

	日	月	火	水	木	金	土
							1
	3	4	5	6	7	8	9
9	10	11	12	13	14	15	16
月	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30

	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
10	15	16	17	18	19	20	21
月	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

	日	月	火	水	木	金	土
							1
	5	6	7	8	9	10	11
11	12	13	14	15	16	17	18
月	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30		

	日	月	火	水	木	金	土
							1
	3	4	5	6	7	8	9
12	10	11	12	13	14	15	16
月	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						

	日	月	火	水	木	金	土
							1
	7	8	9	10	11	12	13
1	14	15	16	17	18	19	20
月	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			

	日	月	火	水	木	金	土
							1
	4	5	6	7	8	9	10
2	11	12	13	14	15	16	17
月	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28			

	日	月	火	水	木	金	土
							1
	4	5	6	7	8	9	10
3	11	12	13	14	15	16	17
月	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

## 凡 例

- …… 春季, 夏季, 冬季, 学年末休業等
- …… 総括授業・定期試験期間
- …… 授業振替日
- …… 大学入試センター試験

- …… 4月6日(木) 入学式
- 3月23日(金) 卒業式・修了式
- …… 4月6日(木) オリエンテーション
- 11月2日(木) 開学記念日
- 11月4日(土)~11月5日(日) 大学祭
- 1月12日(金) 大学入試センター試験場設営のため休業
- ※ ( ) の数字は授業回数を示す



総合科学部の英語表記の頭文字「IAS」をモチーフに、人と人をつなぐかたちを描きながら、奥行きのある「諸科学の融合」を表現したシンボルマーク。「諸科学の融合」は「人と人との和合」「世界中の人々の融和」につながっていくことに期待を込めている。

### 大学への問い合わせ及び緊急連絡先

○徳島大学総合科学部事務課学務係

T E L 088-656-7108

F A X 088-656-9314

